

令和8年度

福島町議会

定例会 9 月会議会議録

令和8年9月14日 開会

令和8年9月16日 休会

福島町議会

会議録の作成にあたっては、誤りのないよう留意しておりますが、時間の関係上、原稿校正は初校よりできなく、誤字、脱字がありましたら、深くお詫び申し上げます。

まことに恐れ入りますが、ご了承のうえご判読いただきたくお願いいたします。

福島町議会議長 溝 部 幸 基

目 次

令和8年9月14日（月曜日）第1号

○議 事 日 程	1 頁
○会議に付した事件	1 頁
○出 席 議 員	2 頁
○欠 席 議 員	2 頁
○出 席 説 明 員	2 頁
○職務のため議場に出席した議会事務局職員	3 頁
○開会・開議宣告	5 頁
○町 長 あ い さ つ	5 頁
○日程第1 会議録署名議員の指名	6 頁
○日程第2 諸般の報告	6 頁
○日程第3 行 政 報 告	9 頁
1 クリーンおしまの火災に伴う今後の対応について	
2 連携企業との懇談会の開催について	
3 第二青函トンネル建設プロジェクト推進議員連盟との意見交換会の実施について	
4 防災行政無線の故障について	
教育行政報告	10 頁
1 学校教育について	
(1) 義務教育学校について	
(2) 学校給食センターについて	
(3) 高等学校について	
(4) 福島町高校生プロジェクトについて	
2 生涯学習について	
(1) 生徒友好交流事業について	
(2) 青年教育について	
○日程第4 一般質問	12 頁
7 番 熊 野 茂 夫	12 頁
(1) 今後の当町における介護サービス事業の継続について	
5 番 平 沼 昌 平	16 頁
(1) 義務教育学校への移行に伴う吉岡小学校の利活用と、地域環境・コミュニティ機能の在り方について	
○日程第5 議案第12号 福島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	20 頁
○日程第6 議案第13号 福島町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	22 頁
○日程第7 議案第14号 福島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	23 頁
○日程第8 議案第15号 第6次福島町総合計画の変更について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	24 頁

○日程第9	議案第16号 福島町財政調整基金の積立金の処分の議決変更について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	29頁
○日程第10	議案第17号 令和8年度福島町一般会計補正予算(第5号) (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	29頁
○日程第11	議案第18号 令和8年度福島町国民健康保険特別会計補正予算(第2号) (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	35頁
○日程第12	議案第19号 令和8年度福島町介護保険特別会計補正予算(第1号) (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	36頁
○日程第13	議案第20号 令和8年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	38頁
○日程第14	議案第21号 令和8年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第2号) (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	39頁
○日程第15	議案第22号 令和8年度福島町水道事業会計補正予算(第1号) (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	40頁
○日程第16	議案第23号 令和8年度福島町浄化槽事業会計補正予算(第2号) (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	41頁
○日程第17	報告第2号 令和7年度福島町財政健全化判断比率の報告について (決算審査特別委員会付託・休会中継続審議)	42頁
○日程第18	報告第3号 令和7年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検並びに評価に関する報告について (決算審査特別委員会付託・休会中継続審議)	42頁
○日程第19	認定第1号 令和7年度福島町一般会計歳入歳出決算認定について (決算審査特別委員会付託・休会中継続審議)	42頁
○日程第20	認定第2号 令和7年度福島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について (決算審査特別委員会付託・休会中継続審議)	42頁
○日程第21	認定第3号 令和7年度福島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について (決算審査特別委員会付託・休会中継続審議)	42頁
○日程第22	認定第4号 令和7年度福島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について (決算審査特別委員会付託・休会中継続審議)	42頁
○日程第23	認定第5号 令和7年度福島町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定について (決算審査特別委員会付託・休会中継続審議)	42頁
○日程第24	認定第6号 令和7年度福島町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について (決算審査特別委員会付託・休会中継続審議)	42頁
○日程第25	認定第7号 令和7年度福島町浄化槽事業会計利益の処分及び決算の認定について (決算審査特別委員会付託・休会中継続審議)	42頁
○諸般の報告		43頁
○延会の議決		43頁
○休会の議決		43頁
○延会宣告		43頁

目 次

令和8年9月16日（水曜日）第2号

○議 事 日 程	47 頁
○会議に付した事件	47 頁
○出 席 議 員	48 頁
○欠 席 議 員	48 頁
○出 席 説 明 員	48 頁
○職務のため議場に出席した議会事務局職員	48 頁
○開会・開議宣告	49 頁
○日程第1 会議録署名議員の指名	49 頁
○日程第2 諸般の報告	49 頁
○日程第3 報告第2号 令和7年度福島町財政健全化判断比率の報告について	
報告第3号 令和7年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検並びに評価に関する報告について	
認定第1号 令和7年度福島町一般会計歳入歳出決算認定について	
認定第2号 令和7年度福島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	
認定第3号 令和7年度福島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	
認定第4号 令和7年度福島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	
認定第5号 令和7年度福島町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定について	
認定第6号 令和7年度福島町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	
認定第7号 令和7年度福島町浄化槽事業会計利益の処分及び決算の認定について (決算審査特別委員会報告・質疑・討議・討論・起立採決)	49頁
○日程第4 同意第1号 教育委員会委員の任命について (提案説明・質疑・討論・起立採決)	50頁
○日程第5 発委第9号 福島町議会会議条例の一部を改正する条例 (提案説明・質疑・討論・起立採決)	52頁
○日程第6 発委第10号 福島町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例 (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	53頁
○日程第7 発委第11号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	54頁
○日程第8 発委第12号 備蓄米水準の早期回復を求め、生食用ジャガイモの輸入解禁を行 わないことを求める意見書の提出について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	56頁
○休 会 の 議 決	57頁
○休 会 宣 告	57頁

提出案件及び議決結果表

議案番号	件 名	議決月日	議決結果
1 2	福島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	9月14日	原案可決
1 3	福島町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	9月14日	原案可決
1 4	福島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	9月14日	原案可決
1 5	第6次福島町総合計画の変更について	9月14日	原案可決
1 6	福島町財政調整基金の積立金の処分の議決変更について	9月14日	原案可決
1 7	令和8年度福島町一般会計補正予算（第5号）	9月14日	原案可決
1 8	令和8年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	9月14日	原案可決
1 9	令和8年度福島町介護保険特別会計補正予算（第1号）	9月14日	原案可決
2 0	令和8年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	9月14日	原案可決
2 1	令和8年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）	9月14日	原案可決
2 2	令和8年度福島町水道事業会計補正予算（第1号）	9月14日	原案可決
2 3	令和8年度福島町浄化槽事業会計補正予算（第2号）	9月14日	原案可決
報告 2	令和7年度福島町財政健全化判断比率の報告について	9月14日	決算審査特別委員会付託
		9月16日	報告済
報告 3	令和7年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検並びに評価に関する報告について	9月14日	決算審査特別委員会付託
		9月16日	報告済
認定 1	令和7年度福島町一般会計歳入歳出決算認定について	9月14日	決算審査特別委員会付託
		9月16日	原案認定
認定 2	令和7年度福島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	9月14日	決算審査特別委員会付託
		9月16日	原案認定
認定 3	令和7年度福島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	9月14日	決算審査特別委員会付託
		9月16日	原案認定

提出案件及び議決結果表

議案番号	件 名	議決月日	議決結果
認定 4	令和7年度福島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	9月14日	決算審査特別委員会付託
		9月16日	原案認定
認定 5	令和7年度福島町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定について	9月14日	決算審査特別委員会付託
		9月16日	原案認定
認定 6	令和7年度福島町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	9月14日	決算審査特別委員会付託
		9月16日	原案認定
認定 7	令和7年度福島町浄化槽事業会計利益の処分及び決算の認定について	9月14日	決算審査特別委員会付託
		9月16日	原案認定
同意 1	教育委員会委員の任命について	9月16日	原案同意
発委 9	福島町議会会議条例の一部を改正する条例	9月16日	原案可決
発委 10	福島町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例	9月16日	原案可決
発委 11	国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出について	9月16日	原案可決
発委 12	備蓄米水準の早期回復を求め、生食用ジャガイモの輸入解禁を行わないことを求める意見書の提出について	9月16日	原案可決

令和 8 年度

福島町議会定例会 9 月会議

令和 8 年 9 月 1 4 日（月曜日）第 1 号

◎議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	諸般の報告
日程第 3	行政報告
日程第 4	一般質問
日程第 5	議案第 12 号 福島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第 6	議案第 13 号 福島町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第 7	議案第 14 号 福島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第 8	議案第 15 号 第 6 次福島町総合計画の変更について
日程第 9	議案第 16 号 福島町財政調整基金の積立金の処分の議決変更について
日程第 10	議案第 17 号 令和 8 年度福島町一般会計補正予算（第 5 号）
日程第 11	議案第 18 号 令和 8 年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 12	議案第 19 号 令和 8 年度福島町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 13	議案第 20 号 令和 8 年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 14	議案第 21 号 令和 8 年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 15	議案第 22 号 令和 8 年度福島町水道事業会計補正予算（第 1 号）
日程第 16	議案第 23 号 令和 8 年度福島町浄化槽事業会計補正予算（第 2 号）
日程第 17	報告第 2 号 令和 7 年度福島町財政健全化判断比率の報告について
日程第 18	報告第 3 号 令和 7 年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検並びに評価に関する報告について
日程第 19	認定第 1 号 令和 7 年度福島町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第 20	認定第 2 号 令和 7 年度福島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 21	認定第 3 号 令和 7 年度福島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 22	認定第 4 号 令和 7 年度福島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 23	認定第 5 号 令和 7 年度福島町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 24	認定第 6 号 令和 7 年度福島町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
日程第 25	認定第 7 号 令和 7 年度福島町浄化槽事業会計利益の処分及び決算の認定について
日程第 26	同意第 1 号 教育委員会委員の任命について
日程第 27	発委第 9 号 福島町議会会議条例の一部を改正する条例
日程第 28	発委第 10 号 福島町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例
日程第 29	発委第 11 号 国土強靱化に資する社会諮問整備等に関する意見書の提出について
日程第 30	発委第 12 号 備蓄米水準の早期回復を求め、生食用ジャガイモの輸入解禁を行わないことを求める意見書の提出について

◎会議に付した事件

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	諸般の報告
日程第3	行政報告
日程第4	一般質問
日程第5	議案第12号 福島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第6	議案第13号 福島町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第7	議案第14号 福島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第8	議案第15号 第6次福島町総合計画の変更について
日程第9	議案第16号 福島町財政調整基金の積立金の処分の議決変更について
日程第10	議案第17号 令和8年度福島町一般会計補正予算（第5号）
日程第11	議案第18号 令和8年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第12	議案第19号 令和8年度福島町介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第13	議案第20号 令和8年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第14	議案第21号 令和8年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）
日程第15	議案第22号 令和8年度福島町水道事業会計補正予算（第1号）
日程第16	議案第23号 令和8年度福島町浄化槽事業会計補正予算（第2号）
日程第17	報告第2号 令和7年度福島町財政健全化判断比率の報告について
日程第18	報告第3号 令和7年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検並びに評価に関する報告について
日程第19	認定第1号 令和7年度福島町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第20	認定第2号 令和7年度福島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第21	認定第3号 令和7年度福島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第22	認定第4号 令和7年度福島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第23	認定第5号 令和7年度福島町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定について
日程第24	認定第6号 令和7年度福島町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
日程第25	認定第7号 令和7年度福島町浄化槽事業会計利益の処分及び決算の認定について

◎出席議員（9名）

議長	10番	溝部幸基	副議長	9番	平野隆雄
	1番	藤山 大		2番	杉村志朗
	3番	佐藤孝男		4番	小鹿昭義
	5番	平沼昌平		6番	木村 隆
	7番	熊野茂夫		8番	（欠員）

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

町長	鳴海清春	副町長	小鹿一彦
総務課長	小鹿浩二	総務課参事	吉澤裕治
企画課長	村田洋臣	産業課長	福原貴之

町民課長兼古賀支所長兼認定こども園福岡保育所園長
福祉課長
福祉センター次長

深 山 肇
石 川 秀 二
(古 一 直 喜)

町民課参事兼会計管理者
建設課長

佐 藤 和 利
紙 谷 一

教 育 長 小野寺 則之

事務局長兼給食センター長 古 一 直 喜

監 査 委 員 本 庄 屋 誠
監査委員補助職員 (鍋 谷 浩 行)

監 査 委 員 高 田 重 美

◎職務のため議場に出席した議会事務局職員

議会事務局長 鍋 谷 浩 行
議会事務局議事係 角 谷 里 紗

議会事務局議事係長 山 下 貴 義

◎開 会 ・ 開 議 宣 告

○議長（溝部幸基）

おはようございます。

定例会9月会議の開会にあたり、ご挨拶を申し上げます。

当町議会として初めて立候補者が定数を割り、町民の皆様から投票による審判を受けることが出来なかった今任期の選挙から3年が経過しました。

私ども議員は、なお一層研鑽に励み、積極的な議会活動を実践し、町民の期待と信頼に応えていかなければなりません。

二代表制の仕組みの中で、議会議員の役割は、多様な町民の意見をしっかりと吸収し、議会基本条例の趣旨を踏まえ、政策形成のできるだけ早い段階に自由闊達な議論・討議を経て、議会・議員の意思を示し、提言することが重要であり、町民に開かれた議会を目指しさらに充実させるよう努力しなければなりません。

本9月会議は、各会計の決算等を審査する重要な議会でもあり、決算審査特別委員会で対応することとなりますが、合わせて示される事務事業評価については、施策や個々の事務事業が効率よく、効果的に施行されているかとの検証目的が、まちづくり基本条例に規定されており、今後の政策・事業計画の推進・検討に重要な役割を果たす大事な審査となります。

議会としても、議会基本条例に重要な役割としてチェック機能の強化を規定、事務事業の計画精度向上、執行の適正化、政策形成過程の情報共有を図る一環として、議員・議会の評価を示し、総合計画・新年度予算への反映を目指す大事な検証と位置付けておりますので、議員各位には、町民の視点を考慮し慎重に評価いただき、本9月会議も活発な討議が展開されますことを願っております。

祭りも終わり、少しずつ秋模様となり、朝晩は徐々に冷えてまいりました。出席者各位には、お体ご自愛の上、本会議の議事運営に協力を頂きますよう、お願いを申し上げます開会の挨拶と致します。

ただいまから令和8年度定例会9月会議を開会いたします。

◎町 長 あ い さ つ

○議長（溝部幸基）

日程に入る前に、申し出がありますので、町長のあいさつを行います。

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

改めまして、おはようございます。

定例会9月会議の開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、定例会9月会議にご出席をいただき誠にありがとうございます。

今年の夏は全国各地でこれまで経験したことのないような記録的な猛暑となり、また、熊本県での地震や千葉県及び福井県などでの記録的な豪雨により各地で災害が発生しており、多くの尊い命が犠牲となっております。

改めてお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈り申し上げるとともに、被災された方々や避難を余儀なくされている方々に心よりお見舞いを申し上げたいと思っております。

町内では、12日と13日の両日、福島大神宮の例大祭が行われ、私も役場庁舎前で祭礼行列をお迎えさせていただきましたが、奴行列及び四箇散米行列が勇壮な舞を披露し、また、そのあとに艶やかに飾られた各町内会の山車が続き、踊り子さんが町内を練り歩き、沿道には多くの町民の方々が伝統行事を楽しんでいる姿が見ることができました。

一方、前浜では養殖コンブの収穫が一段落し、出荷に向けた製品作りがおこなわれております。最近の養殖コンブの状況は、道内の天然コンブが近年の海水温の上昇を受け厳しい状況が続いているなかであって、昨年同様に高値で取引が期待されてございます。

また、ウニの水揚げ額も１億６，５００万円を超えており、すでに年間の計画額を大きく上回っている状況にあります。２年連続で浜は好調を維持してございます。

このことは議員各位並びに町民の皆様方の深いご理解によるもので、これまで水産振興に特に生産基盤の整備に多くの予算を割いていただいた結果であり、その成果がここにきて身を結びつつあるものと感じてございます。改めて感謝とお礼を申し上げます。

さて、国の令和９年度の予算動向については、財務省が４日に公表した国の２０２７年度の一般会計予算の概算要求総額が高市総理の「強く豊かな日本投資枠」の創設などを受け１４３兆６，５５６億円となり、４年連続で過去最大を更新してございます。

高市政権初の予算において、従来の補正予算に依存した財政運営から脱却を目指すとともに、成長戦略への積極的な投資を繁栄することとしております。

これから年末にかけて当町においても令和９年度の予算編成が始まりますので、国の予算等の動向に注視しながら適切に対応してまいります。

それでは、本日の案件についてですが、まず、福島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正ほか、２件の一部改正及び第６次福島町総合計画の変更が１件、並びに福島町財政調整基金の積立金の処分の議決変更が１件となっております。

さらに、令和８年度の一般会計及び国民健康保険特別会計など各特別会計の補正予算が７件、及び令和７年度一般会計及び特別会計を合わせ７件の決算認定並びに教育委員会委員の任命が１件となっております。

まず、一般会計の補正予算の主な内容ですが、歳入において、普通交付税の額が確定したことに伴う増額及び町民税当初賦課額の確定並びに令和７年度決算の確定に伴う繰越金の増額となっております。

歳出においては、令和７年度決算に伴う繰越金に関連した財政調整基金への積立金及び、クリーンおしまの火災に伴う渡島廃棄物処理広域連合負担金並びに町道公営住宅線道路改良工事等の増額補正となっております。

そのようなことで、この度の議案に関しましては、条例の一部改正が３件、計画の変更が１件、議決の変更が１件、また、一般会計及び特別会計補正予算が７件となっております。

それと併せて、決算の認定に関する議案が一般会計及び特別会計全般で７件、並びに教育委員会委員の任命が１件の計２０件の議案をお願いするものでございます。また、報告事項が２件となっております。

なお、議案につきましては、このあと担当課長から説明をいたしますので、ご審議のうえ議決賜りますようよろしくお願いをいたします。

以上をもちまして、簡単ではありますが開催にあたっての挨拶とさせていただきます。

どうかよろしくお願いをいたします。

○議長（溝部幸基）

町長のあいさつを終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（溝部幸基）

日程第１ 会議録署名議員の指名を行います。

５番平沼昌平議員、６番木村隆議員を指名いたします。

◎諸 般 の 報 告

○議長（溝部幸基）

日程第２ 諸般の報告を行います。

議会運営委員会の報告を行います。

５番平沼昌平議会運営委員長。

○５番（平沼昌平）

令和８年度定例会９月会議の開会にあたり、去る９月７日に開催いたしました議会運営委員会の協議結

果について報告いたします。

議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

審議日数については、本日から9月18日までの5日間といたしました。

令和7年度一般会計ほか6会計の決算認定、関連の令和7年度財政健全化判断比率の報告ほか1件につきましては、議長を除く全員の議員により構成する決算審査特別委員会を設置のうえ、休会中に審査していただくことといたしました。

以上のとおり、審議日数も長期に亘るところから、議員の皆様には議事運営に特段のご協力をいただきますようお願いを申し上げ、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

議会運営委員会の報告を終わります。

本定例会9月会議の議事は、ただいま議会運営委員長から報告がありましたように進めてまいります。

諸般の報告も既に皆様のお手元に配付のとおりでございますので、ご了承願います。

常任委員会の所管事務調査結果の報告を行います。

3番佐藤孝男経済福祉常任委員長。

○3番（佐藤孝男）

諸般の報告の6ページをお開きください。

それでは、7月17日に開催しました委員会の結果を報告いたします。説明は主な内容としますのでご理解ください。

はじめに、調査事件1 ブルーベリー圃場の現状と今後の方向性について。

町より示されたブルーベリー圃場の現状と今後の方向性については一定の理解をしましたが、次の事項について検討されたい。

1、ブルーベリー栽培の今後の方向性について。

今回、ブルーベリー圃場の状況を確認するため現地視察を行ったが、福島ファームの人手不足といった要因はあるにせよ圃場の適切な管理がなされておらず、収穫・販売状況等の適格な把握もされていない点を指摘しておく。

当町は、以前から指摘しているとおり、ブルーベリーの栽培適地とは言えず、1,500本の苗木が半数以下に減少した状況であり、市場に対応する樹種となっていないことから、今後、町内のブルーベリー栽培の状況が改善することは見込めず、農業所得向上という目標の達成も困難な状況なことから、栽培への関与を終了する町の基本的な方向性については理解するが、福島ファームが今ある樹木を維持管理していくには困難が予想されるため、町としても必要な支援を行い、少しでもブルーベリーを有効活用できるよう検討されたい。

なお、今後予定されている福島ファームとの協議では現在も行っている教育ファームとしての活用を今後も継続できるよう教育部門と連携して対応されたい。

次に、調査事件3 農業経営の新たな法人化の進捗状況について。

町より示された農業経営の新たな法人化の進捗状況については一定の理解をしたが、次の事項について検討されたい。

資料では、新たに設立された法人の概要が示されているが、当該法人は一般社団法人として登記済みであり、町から出捐金を支出していることから、代表者や役員の名前など具体的な内容が記載されていない点など詳細な内容を示すべきと思慮するので検討されたい。

1、今後の農業法人の展開について。

農業経営の新たな法人化の進捗状況として、令和7年7月に農業生産法人を設立、総務省の人材派遣制度を活用した起業人4名を任命、令和8年度は農業法人として千軒そばの生産量向上のため生産面積を拡大し、作付けするなど千軒そばを中心に事業を進めており、それ以外にも事業が計画されているが、制度的に起業人の任期が3年とのことであり、3年後には一定の成果が出ると推察されるので、議会としても期待をもって今後の活動を注視していく。

取組事業として、千軒そば屋の大規模改修が見込まれているが、使用している「千軒寿の家」は建設から52年経過しており、見込んである事業費で十分な改修が出来るのか懸念されるので、関係団体と改修内容について十分協議して進められたい。

なお、新たに設立された農業生産法人には出捐金を支出し、副町長が役員として就任しているので、町に報告される同法人の収支状況等の内容については、都度、議会へも報告されたい。

続いて、8月24日に開催されました委員会の結果について報告いたします。

10ページをお開きください。説明は主な内容としますのでご了承願います。

調査事件2 アワビ陸上養殖事業の進捗状況について。

町から示されたアワビ陸上養殖事業の進捗状況については一定の理解をしたが、次の事項について検討されたい。

1、新たな陸上養殖体制の構築について。

これまでの生産方式における課題を解決するため、実績のある北日本水産(株)に調査委託し、その結果を基に現行の方式を全面的に改めるとした町の考えは理解するが、町独自の多段方式も含め、北大水産学部による試験飼育が継続されていることを考慮し、一部既存の生産方式を残す必要があると思慮する。

前回の調査でも指摘しているが、現行の生産方式を全面的に見直すのであれば、アワビ陸上養殖事業に最初から関与し、事業の推進に尽力いただいた水産アドバイザー等関係者に配慮し、これまでの経緯と今後の取り組みについて十分説明し、理解を得る必要があると思慮するので、早急に対応するよう改めて指摘する。

資料では、試験飼育において、既存と比較しプール式が高い成長結果を示しており、人件費や餌料費等生産コストの抑制が可能とされており、来年度から水槽の入替えなど事業を進めることから、今年度中に事業内容を精査して議会に報告されたい。

2、今後の方向性について。

資料で示された生産方式の変更や施設運営の連携等、今後の方向性についての協議にあたっては、これまで進めてきた陸上養殖アワビに対する思い、町民の期待や関連企業とのつながりなど、町として配慮すべき点に十分留意し進められ、良い結果につながるよう期待する。

以上で、経済福祉常任委員会の報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

渡島西部広域事務組合議会の報告を行います。

3番佐藤孝男議員。

○3番（佐藤孝男）

諸般の報告第1号、13ページをお開き願います。

7月27日開催の令和8年度第3回臨時会の主な内容を報告いたします。

行政報告については、クリーンおしまの火災に伴う対応についての報告がありました。詳細は記載のとおりとなっております。

審議した議案は、令和8年度一般会計補正予算（第2号）の1件については、原案のとおり可決されております。

詳細内容については記載のとおりであります。議案等関係資料については事務局に保管されております。

以上で、渡島西部広域事務組合第3回臨時会の報告を終わります。

続いて15ページをお開きください。

9月4日開催の令和8年第2回定例会の主な内容を報告いたします。

行政報告の内容は、クリーンおしまの火災に伴う今後の対応について方向性が示されたとの報告がありました。

詳細は記載のとおりとなっております。

審議した議案については、議案第1号、財産（木古内消防署高規格救急自動車）の取得について。

議案第2号、令和8年度一般会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決いたしました。

認定第1号、令和7年度一般会計歳入歳出決算認定については、原案どおり認定されました。

詳細内容については記載のとおりであります。議案等関係資料については事務局に保管されております。

以上で、渡島西部広域事務組合第2回定例会の報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

渡島廃棄物処理広域連合議会の報告を行います。

9番平野隆雄副議長。

○9番（平野隆雄）

諸般の報告の17ページをお開き願います。

主な内容を説明しますので、ご了解願います。

6月26日に開催された令和8年第1回臨時会の結果について報告いたします。

1、臨時会の議案については、副広域連合長の選任同意、専決処分した事件の承認、令和8年度補正予算の計3件でした。

2、行政報告では、クリーンおしまの火災に関連する経過報告について。

長距離運搬を伴う広域搬出による代替え処理を進めており、多額の負担費用が見込まれるほか、国・道への火災の現状説明並びに財務支援に係る要望活動の実施や他市町村へのゴミの受け入れ状況等、現状報告がありました。

3、審議した議案の内容については、表に記載のとおりです。

同意第1号、副広域連合長の選任同意については、七飯町の杉原太氏が選任同意されました。

承認第1号、専決処分した事件の承認については、一般会計補正予算（第1号）の専決処分について承認されました。

議案第1号、令和8年度一般会計補正予算については、ごみ処理業務並びにごみ運搬業務委託料等22億6,668万4千円を追加し、予算総額を39億767万2千円とすることで可決されました。

なお、議案・関係資料については議会事務局に保管してありますので、ご参照願います。

以上で、報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

諸般の報告を終わります。

◎行 政 報 告

○議長（溝部幸基）

日程第3 申し出がありますので、行政報告を行います。

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

令和8年度福島町議会定例会9月会議の開催にあたり、定例会6月会議以降の行政報告を申し上げます。

1 クリーンおしまの火災に伴う今後の対応について。

現在、稼働を停止しているクリーンおしまについて、今後の方向性が示されましたのでご報告いたします。

焼却施設については、熱分解ドラムなど主要設備に致命的な損傷が見られないことから、修繕による早期復旧を行うこととなりました。修繕には約2年を要し、渡島廃棄物処理広域連合では10月上旬に臨時会を開催し関連議案を提出して、令和10年夏ごろの再稼働を目指すこととしております。

また、千軒地区にある渡島西部広域事務組合一般廃棄物最終処分場において、西部四町で一時仮置きしている可燃ごみについても、年内にすべて処理できるよう、鋭意協議を進めていくこととしております。引き続き、町民の皆さまに対し、ごみの減量化及び分別の徹底について周知を図ってまいります。

なお、収集を停止しておりました粗大ごみについては、7月下旬から粗大不燃ごみの収集を再開しております。一方、粗大可燃ごみについては、館崎地区のずり捨て場を仮置場として選定し、収集再開に向けた準備を進めております。

可燃ごみの代替処理に係る渡島廃棄物処理広域連合の構成市町村負担金の増額及び仮置場の整備費について、本議会に補正予算を計上しております。

2 連携企業との懇談会の開催について。

現在、当町では、企業と連携したまちづくりの推進を図る目的で、道外企業等と包括連携協定を締結し、産業を中心に分野ごとの事業連携を行っております。

町では、新たな取り組みとして、連携企業間による事業展開を模索しながら、新たな連携推進を展開することとしております。

この度、当町との連携企業のほか、福島町まちづくり工房などが一堂に会し、相互に交流を深めること

を目的に、町主催による「連携企業との懇談会」を10月7日（水）東京都内において開催することとなりました。

各企業の強みをつなぐことで、さらなる事業推進はもとより、分野別かつ横断的な事業の展開、また、企業間の新たな連携を期待しているところであります。

3 第二青函トンネル建設プロジェクト推進議員連盟との意見交換会の実施について。

9月3日、「第二青函トンネル建設プロジェクト推進議員連盟」による青函トンネルの現地視察が行われ、議員連盟からは幹事長の津島衆議院議員、幹事長代理の中村衆議院議員、事務局長の向山衆議院議員、事務局長代理の福原衆議院議員の4名が来町され、国土交通省鉄道局の森施設課長、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の綿貫理事ほか3名の方により青函トンネル内の状況説明が行われております。

現地視察終了後は、会場を役場に移して意見交換会が行われ、第2青函トンネル構想を実現する会副会長の溝部議長、石岡商工会会長とともに出席をさせていただき、今後の活動等に関し意見交換をいたしました。

また、当日は、木古内町の鈴木町長、又地議長、知内町の西山町長、谷口議長、松前町の若佐町長、伊藤議長にもご出席いただき、第2青函トンネル構想の実現に向け情報共有をする機会となりました。

引き続き、議員連盟や渡島西部四町、青森県今別町など、関係機関と連携しながら第2青函トンネル構想の実現に向けた活動を展開してまいります。

4 防災行政無線の故障について。

7月17日（金）に防災行政無線システムの不具合により、町内全域の放送及び定時チャイムが鳴らない事態が発生いたしました。

故障の原因を調査した結果、電源ユニット部の経年劣化による動作不良であることが判明し、8月3日（月）に代替機器への交換を実施し、現在は通常どおり稼働しております。

なお、代替機器により緊急対応している状況を解消するため、電源ユニット部の交換に係る関係費用につきまして、本会議に補正予算を計上しております。

町の主な主催事業及び行事等については、別に記載してございます。参照いただきたいと思います。

以上で行政報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

教育行政報告を行います。

小野寺則之教育長。

○教育長（小野寺則之）

令和8年度福島町議会定例会9月会議の開催にあたり、定例会6月会議以降の教育行政報告を申し上げます。

1 学校教育について。

（1）義務教育学校について。

新設する義務教育学校の根幹を協議する、福島町義務教育学校開設準備委員会を6月15日に設立し、第2回会議を7月14日に開催いたしました。

また、各部会については、PTA部会を2回、教職員部会及び事務部会をそれぞれ1回開催し、義務教育学校に係る諸課題について検討を開始しております。

PTA部会では、7月15日から8月7日まで新学校名の公募を実施し、98件の応募がありました。現在、学校名案の絞り込み作業を行っており、絞り込んだ候補案に対し町内の児童・生徒の投票を行い、その結果も踏まえ準備委員会で最終案を協議することとしております。

また、厳しい町財政を考慮しつつ、よりよい教育環境の在り方を検討するため、校舎整備に関する基本計画策定業務を委託発注することにしております。

今後、入札に向けた準備を進め、整次第、補正予算を議会に提案したいと考えております。

（2）学校給食センターについて。

7月13日夕方に給湯設備である貯湯槽が破損し、ボイラーのお湯が使えない状況となりました。すぐに保守業者にて配管のバイパス作業を実施し、15日の午前にはお湯が使える状況となりました。

しかしながら、一時的に食器等の洗浄でお湯が使えなかったことで予定どおり献立を提供することが難しくなり、16日の献立の一部変更と17日の給食を休止いたしました。

児童・生徒や保護者の方にはご迷惑をおかけしたことお詫び申し上げます。

(3) 高等学校について。

令和9年度の新入学生を募集するため、6月6日・7日に札幌市で、6月20日・21日と7月25日・26日に東京都で行われた地域みらい留学の合同学校説明会に参加しました。

福島商業高校の生徒と教職員、教育委員会職員が高校の教育課程や新潮学舎での生活などについて、中学生と保護者の皆さんに来年の入学につながるよう説明いたしました。

また、9月5日には福島商業高校でオープンキャンパスが開催され、町内外の中学生に高校の授業や青少年交流センターの見学をしていただいたところです。

(4) 福島町高校生プロジェクトについて。

7月29日から8月7日にかけて、福島商業高校生が自ら企画する「福島町高校生プロジェクト」を実施しました。

三菱みらい育成財団の助成を活用し2年目となる今年度は、有名企業本社でのインターシップを通して、社会・企業が必要としている人材・能力を理解し、人材育成をテーマとした学びを深めることを目的に、広く全国から参加者を呼び掛けました。

今回は、全国から応募があった16名と福島商業高校の4名、合計20名の生徒が参加し、㈱ファイターズスポーツ&エンターテイメント、㈱セコマ、㈱シロ、NTT東日本㈱で3日間のインターンシップを体験しました。

本プロジェクトは今後もオンラインで継続的に参加者が交流し、今回体験した学びを深めることにしています。

2 生涯学習について。

(1) 生徒友好交流事業について。

長野県木曽町・長崎県松浦市との三市町の間で行われている生徒友好交流事業は、7月31日から8月3日まで長野県木曽町から中学生8名と引率2名の受入を、8月8日から11日まで長崎県松浦市へ中学生6名と引率2名の派遣をそれぞれ行いました。

木曽町受入では、両記念館の見学を行ったほか、函館市で名所見学などを行いました。

松浦市派遣では、長崎県で毎年行っている「平和集会」に市内中学校で参加し、戦争の痛ましい歴史を学び、平和への意識が高まりました。受入・派遣ともに、両市町の生徒同士、すぐに打ち解け、交流を深めることができました。

また、令和5年10月に包括連携協定を結んだ青森県中泊町と、8月5日から7日までの日程で、小学生の交流事業が行われました。

今年度は福島町を会場に、福島小・吉岡小児童10名、中泊町から児童10名が参加しました。岩部クルーズへの乗船、横綱記念館やはこだて未来館の見学など、充実した体験となりました。

(2) 青年教育について。

8月13日に福祉センターで「二十歳を祝う会」を、福島大神宮で「成人祭」を開催しました。当日は、二十歳を迎える9名が出席し、町長、議長をはじめご臨席の皆様から祝福を受けました。

中学校時代の恩師からのビデオメッセージに笑顔があふれ、久しぶりに会う仲間との再会を楽しんでいました。

また、同日に開催された「成人祭」では、加冠の儀などの儀式が行われ、二十歳の節目を迎え、新たな出発を誓い合っていました。

以上で、教育行政報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

行政報告を終わります。

◎一 般 質 問

○議長（溝部幸基）

日程第4 一般質問を行います。

一般質問は、2名の議員から提出されておりますので、通告順に従い進めてまいります。

7 番熊野茂夫議員。

○7 番（熊野茂夫）

一般質問の通告書に従って、「今後の当町における介護サービス事業の継続について」町長にお伺いいたします。

昨年、1 2 月会議において、各施設の利用状況、訪問介護サービスの利用状況、また、人材の育成、確保についてもお伺いいたしました。その後、議会広報広聴常任委員会において、幸愛会、社会福祉協議会、スマイルの施設介護、訪問介護の3事業者との意見交換会では利用者の減少、また、介護報酬の増額が期待できない現状で、十分な事業収益の確保が期待できず、今後、事業継続には厳しい状況が予想されるとの3事業者の総じての見解であったように思います。そのうえで、3事業者で「今後の当町における介護事業継続のための在り方について」意見交換、検討を町とも相談しながら進めるとのことでした。

これまで、町は施設介護の施設改修、社会福祉協議会の福祉分野への人件費、車両更新等への補助を行ってきました。3年毎の介護報酬の改定も1年半が過ぎ、次期改正時に介護報酬の多少の増額や変更があったにせよ当町の利用者の減少から、各介護サービス事業の経常収益は減少し、継続は厳しい状況が予想されますが、今後の介護サービス事業をどのように維持継続されていかれるのか、事業形態や財政支援の方法等、利用者の減少に伴い、介護保険法内での検討が急がれると思いますが、3事業者との意見交換、検討の経過も合わせて町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

熊野議員のご質問にお答えいたします。

現在、町内には介護保険事業を担う3つの事業者がありますが、議員ご指摘のとおり、日本全体の人口が減少に向かう中で、当町は、青函トンネル工事終了後の急激な人口減少などにより、各事業者とも、サービス利用者の減少に伴い経営に影響が生じており、加えて、働き手の確保に苦慮している状況にあります。

町では、このような現状を踏まえ、介護事業の維持継続を図る目的で、介護事業者に対し、施設の改修費や車両を含む設備導入費などの補助を行うとともに、外国人の人材登用に対する経費などの支援を行っております。加えて、本年4月からは、新たに介護事業者へ新規で就労された方に対する奨励制度を創設するなど、継続的な介護事業の体制維持に向けた取り組みを進めております。

また、担当課において、介護事業者の状況を把握する目的で、意見交換を本年4月28日に開催しております。

当日は、三事業者の法人代表者が出席のもと行われ、各代表からは「介護報酬で経営を賄いきれない」、「職員の高齢化が進んでいる」、「働き手確保に苦慮しており、職員一人当たりの負担が大きい」などの意見が多く出され、運営上の課題や悩みなどを共有する貴重な場となりました。

また、サービス提供体制などに関しても、提供機能の集約や規模にあわせた事業のコンパクト化など、今後の維持に向けた意見等もいただきました。

その後、現場管理者との懇談を7月23日と8月31日に開催しており、現場の実情や各事業者の将来的な運営計画などを踏まえた上で、今年度予定されている第10期介護保険事業計画の策定作業において、現サービスの精査を行うなど、これからの町の介護サービス体制の方向性について、町と3事業者の4者で、継続的に検討してまいります。

○議長（溝部幸基）

7 番熊野茂夫議員。

○7 番（熊野茂夫）

町長、当町の介護このこと自体は、この介護保険法が始まる前に、いわゆる今の特養、老人ホーム、いわゆる陽光園幸愛会が設立されて陽光園そのものがつくられ、そこがいわゆる介護としての基幹施設であって、平成10年に介護保険法に基づいて現在の介護がずっと進められている。

サービスそのものはさまざまな状況があろうと思いますが、人口の減少そのものと、それから高齢化ということでもって一定程度の時間経過の中でこのサービス事業は一定程度当町の中では有効に動いてきた。また、行政側の方の施策とすれば、やはりふれあい教室等の積極的な関与でもって、いわゆる健康

寿命を延ばすという視点からもさまざまなことを展開された結果として現状に至ってきていると。

ただ、私達、これは行政でどんなに頑張ってみてもこの介護保険法の中でのサービス事業そのものは事業者そのものの状況を収入の状況が減っていけば非常に厳しい状況になってくる。12月にこのことを質問した時には、さほど私自身もその現状の厳しさを認識していなかったように思っていました。

ところが、実際に社会福祉協議会の訪問介護、それからスマイルさんの訪問介護、そして、陽光園のいわゆる施設介護、それからグループホーム、ここの状況を聞きますと比率では考えられない。現実的にはサービス利用者の絶対数が落ちていっているということですね。ここに対する手当てをしっかりとしないと、これまでの方法でもって大丈夫なのかなというそういう風な思いが強くなった結果として、ちょっと遅いかなと思ったんですけどもこの会議に質問させていただきました。

ですから、これまでの町がやってきたさまざまな支援の関係というのは決して間違ってもいなかったし、十分その結果を果たしてきたんだろうなという風にその思いはあります。

ただ、今後のことについては1年毎の予算編成等々のゆっくりしたペースではなかなか難しいのかなという思い、道内各地でも事業者そのものの撤退だとか、それからそれに行政いわゆる公的な状況に変えていくとか様々なところで苦慮されている現実ありますんで、そのようなことを見ますと、これまで鳴海町政の中でしっかりとこのサービス事業に関する保険法には縛られながらも、その1つ外側で様々な手を打ってきた。このことについては十分評価されると思いますけども、今後はこれだけでは不十分だなという思いが非常に強く持っています。それで今回の質問に至りました。その辺のことについて、改めて町長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

議員のご質問にあるように、本当にこれまでは3事業所がこの町内の中では人口規模からいくと比較的頑張ってくれたのかなという気がしてございます。

ただ、やはりそれも今2024年度の介護改定、これが我々が思ったような改正ではなかったということで大変事業者にとっては厳しい改正だという風に私聞いております。

そこからですね、どの事業所も経営が厳しくなったということで我々もこれまでになかった制度をつくったり、新たに施設だったり社協さんでいけば人的支援をしたり補助金を多くしたりと、陽光園さんであれば施設に対する補助金をしていたと。スマイルさんはやはり民間でありますので、ある程度自助努力の中でやられていると。

ただ、今一番心配なのは次の改定が今年の多分9月12月にかけて入ってくるんだと思うんですね。その方向性の中で国がどういう方向性を示すかによって、若干ちょっと違ってくるのかなという感じがしますが、今伝わっている中では、国の方では少し包括システムというかそういったものを少し力を入れていくという感じ。あとはICTを使ったり色んな形で効率化を図っていくという方向性を持っているやに聞いてございます。

ただ、それが中央では意外とできるんでしょうけども、この地方ではなかなか難しいのではないのかなと思っていますので、我々はその国の方向性を出た中で対応することにはなりますけども、私は現課の方にすでに、来年の予算に向けてこれから12月予算編成始まりますので、そういった中であまり各事業所の積立金を消費しないなかで体力消費しないなかで5年10年維持できるような体制を我々としては支援していかなければならないのではないのかなと思っていますので、まだはっきりその具体的な内容は詰めておりませんけども、これについても当然また時期が来ましたら議会の方にも相談しますし、当然、町民の方々の理解がなければ予算というのは頂けませんので、そういったなかで我々はまず現場の方との意見交換をしたなかで、どこにポイントを置いて支援したらいいのかというものを今探りを入れてございますので、そういったなかで何とか我々の構想の中では多少の支出は伴いますけども、それをするによって維持はできるのではないのかなという風に思っていますので、ただ、一番いま心配なのは、やはり施設介護を担っていただいている幸愛会が一番やはり体力がでかいので、相当やっぱり消耗も激しい状況がございまして、そういったところをどうやって応援するかということのをこれからしっかり幸愛会の方とも考えながらやっていく必要があるんだと思いますので、また、この前スマイルさんの代表ともちょっと不幸あった時に長い時間2時間ほどお話をさせていただいて、少しやっぱり代表も年齢がだいぶきてま

すので、そういった心配の中で将来的に自分の事業をどう引き継いでいくんだということの話を1時間ぐらいお話をさせていただきまして、そういった思いの中で、じゃあ我々としてどういったものができるのかというと、あそこのところは意外と人の数というのが多いんですね。私もちょっとびっくりしましたけど、私が思っているより随分いるんだなということが感じましたので、あとは経営を担う方が今の創業者の次に担う方が娘さん方がいますので大丈夫だとは思いますが、そういったところをしっかりと町としても応援をしてあげることが必要ではないのかなと。

あとは、やはり人材の確保を、やっぱり外に逃げていかないように応援してあげることが可能ではないのかなと思っていますので、我々としては今3つある団体の三者三様の課題をしっかりとピンポイントで捉えて、そこのところを町としてどう支えていくかということを制度化していくことが急がれるのかなと思っていますので、まずは取りも直さず次の計画がこの9月10月以降になって大体方向性が見えてきますので、そこの中でまたしっかりと議論をして、将来的な介護給付がどう伸びていくかによって、どう我々として支えていくかということが見えてくるんだと思いますので、そういったことを思慮しながらしっかり対応していきたいなと思ってございます。

○議長（溝部幸基）

7番熊野茂夫議員。

○7番（熊野茂夫）

今回改めて平成15年から5年間ぐらい介護事業に首を突っ込んだ経験からもありまして、当時の介護事業の状況というのを改めて今回整理してみました。

区分そのものがいわゆる一般的に要支援のところを二つの区分と、さらに要介護の1から5までという形。要支援のところの二つの区分と要介護の2までというのは訪問介護事業の中でおそらく対応していた部分になるのかなと。そして、特養のところでは3、4、5という格好で、限度額いわゆる点数制度これはおそらく医療と一緒になんだろうと思うんですけども、点数制度でやって、いわゆる給付のアレが換算されてきている。さらに、いわゆるそこところに掛ける10の形でもって限度額が決まってくると。これ見て見ましたら介護度5の36万2、170円というのが最高限度額になっているんですが、実際におそらく施設のところでもここまで使われているのはあまりそんなにはないのではないのかなという思いもしながら様々と見てきました。

そうしたら、やっぱり介護度3ぐらいで実際には介護度3のところというのは27万ぐらいまでの限度額で使える状況なんですけど、実際には20万ちょっとぐらいということは、どうしてそうなるのかなと勿論介護計画の問題もあろうと思うんですが、実際には1割負担の問題も出て来るんですね。そうすると、サービス利用者そのものの負担というものも当然考慮しながらケアマネージャーさんはおそらくやっているんだろうなということになってくると、そこところは負担も抑えながら施設の方は経営をサービス経営をしていかなきゃならないという、やっぱり厳しさもあろうかなと。

そして、訪問のところについては、都会とは違ってやっぱり効率性が非常に悪い状況にもある。ですから、町長先ほどまだ具体的なところは言われていないですけども、この介護保険法の中での縛りのちょっと外側のところで工夫によっては民間事業者はやるんですよ。ある程度ね。介護保険法で「これダメ」「あれダメ」「これは出来ませんよ」と言っているんですが、民間事業者はある程度の限度を持ちながら、その前段としてこれはやっぱり利用者の立場にとって考えると、ここところはこの状況ではいくら手を貸してあげなきゃならない部分があるのかなというところでもってやっている部分はあるんです。

だからスマイルさん自身は、おそらく利用者本位のそういうところもあるんじゃないのかなという気はして実際見ているんです。

先日、ヘルパーさんとお話させていただきました。そしたらやっぱり自分達のスキル、介護そのものの技術をあげていこうと言った時に、さまざまとやっぱり悩み事があるそうです。結果的にずっとそれは変わっていないんだと、こうやってあげればこの利用者さんに対してはいいのにねと思うことがあっても、保険法の中ではなかなか出来ない部分があると。そうすると、ここところに手をいわゆる財政的な部分を含めて工夫は必要だと思います。必要ですが、行政の方でもって、いわゆる業者の継続ということを経常収支の中でもって考えてあげたら結構その辺の視点も出て来るのかなと、私はそんな風に感じているんですけども、その辺の研究も是非。町長は福祉保健のところ現役時代やっていましたよね。それで、当時なかなか個人情報の問題もあって、私は町長にその時に当時の課長にお願いしたことは、対象

者の全リストを医療も含めてもって、町の中で何かあった時にきちっと対応してあげられるような状況をつくってほしいんだよねという言い方を私はまだ議員でも何でもない時に何度かそのお願いしたことがあります。

さらに、その中でずっと継続しているふれあい教室、現実には本当に保健師さん方ががんばっているように見えます。月崎の我が町内会にもしょっちゅうやっぱり来ています。声かけて出て行っています。ということは、当時は下の保健センターの所でやっていたのが、保健師さん方があちこちの町内会に出てくれたんですよね。それがやっぱり下支えなっているんですよ。

ですから、そのようなことの観点をこの保険法の中のことは保険法は保険法として切り替えて、財政的な問題も含めてもう一度しっかり今の計画を持っているようですから、その中で十分精査しながら将来を見据えた継続性をやってほしいなとそういうに思いますけども、これでもって今回のこれについてはこれ以上言ったって今のところはなかなか見えてこない部分がありますので終わりたいと思いますが、町長の意向をお聞きしたいと思います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

私も福祉を担当させていただいて職員時代に色んなことをやらせていただいて、熊野さんは介護のはしりから携わっておりますので詳しいと思いますけども、色んな形、福祉の時も条例をつくらせてもらって、「がんばる条例」をつくって未だにまだ頑張っていないかな、ちょっと負けているかなという感じ。

ただ、介護についてはお陰様で介護保険制度もだいぶ長くなって今度今は10期ですか、うちの方は介護保険料も他から見ると当初はかなり一番高い方だったんですね。3千円ぐらいからスタートして、あの当時はたぶん先輩の盛川さんあたりがやっていた頃は道内でも本当にトップクラスの高さだったんですけども、今は5,600円で3期連続料金的には安い。これは取りも直さず給付が意外と伸びていないということの証ではないのかなという気がしてございます。

ただ、それがいいかどうかというのはまた分析は別問題にはなりますけども、ただ、我々としてはやはりそういった中で先ほど熊野さんの言葉の中にもありました介護度4,5となると、当然やっぱりどちらかということと4,5では自宅ではなかなか介護を見られないということになりますので施設に入っていく。大体施設の入院の状況を見ると、大体その方々はほぼほぼ施設の所グループホームといいますか陽光園だったり色んな形で施設にお世話になっているという状況があります。

そういったなかでいま国はですね、先ほども言いました次の方針としては地域包括ケアシステムの進化といいますか、それとまた仕事と介護の両立といいますか、やはりその人材が不足しているなかでどう介護に人を割っていくかということだと思って、あともう一つは、10期の介護保険事業計画の中で資本改善の加算額がどのぐらい増えてくるのか。これによって多分人材の確保の濃淡が出てくると思うんですね。先ほど言いましたとおり、前回の改正がちょっと我々の期待外れといいますか事業所にとっては厳しい改正になって、どちらかというと経営を圧迫しているという僕なんかは勝手な分析をしているんですけども、そういった苦い経験がありますので次の中でどういったことが出てくるかによって、先ほど言いましたとおり我々がこの3つの大切な事業所をどう支えていくかということのを予め設計図を書いておけば、私は今のその介護保険、介護保険自体にも基金もだいぶ1億を超える金額で貯まっていますので多少の柔軟性はあるのではないのかなと。私など一度その道なりの方に伺ったことがあるんですね、その基金をある程度そういったところに使えないですかという話をしたことがあるんですけど、いや、そこはちょっとそこまでは想定はしていませんという回答をいただきましたけども、ただやはり、そういったところの中である程度利用者の負担を抑えることによって利用頻度が上がるということがあるんだと思いますので、そういったことも含めながら介護保険法全体を計画の中でどう福島にあるべきかというものを導き出して、その中にこの事業所がどう活かされていくのかと。それによって、町民の人方、介護になっても困らないような形を我々として支える体制ができるのではないかなという風に私は思っていますし、過去にも担当の時に経験したノウハウがありますので、それをしっかり町のトップとしては事業者のトップの方々を含めて相談をしながらしっかり対応していきたいと思いますので、また、多分この介護の10期の計画になると、また特別委員会や色んな形で報告をさせていただくことになると思いますので、その中でまた多様な意見をいただきながら、また、来年の予算編成の中でしっかりお願いするところはお願いする形で説

明をしていきたいと思いますので、また是非ご協力いただければ有難いと思っております。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

（休憩 11時04分）

（再開 11時13分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

5番平沼昌平議員。

○5番（平沼昌平）

通告に従いまして、一般質問を教育長、町長にさせていただきます。

「義務教育学校への移行に伴う吉岡小学校の利活用と、地域環境・コミュニティ機能の在り方について」です。

当町では、義務教育学校への移行が示されており、子どもたちの学びを守るための大きな方針転換であると理解しております。私自身も、この取り組みがより良い教育環境につながることを期待しております。

一方で、統合に伴い、吉岡小学校を含む学校施設が今後どのように扱われるのか、地域には不安や疑問の声が寄せられております。特に吉岡地区では、春先の乾燥時期にグラウンドの土埃が舞い、周辺住民の生活環境に影響が出ていることから、児童がいなくなった後の対応を心配する声もあります。

また、吉岡小学校は吉岡中学校とともに、地域の歴史と記憶が詰まった大切な場所です。廃校となる場合でも、コミセン（コミュニティセンター）としての利活用、防災拠点としての機能、空き教室の地域利用など、地域の生活に役立つ可能性が多く残されております。

町長・教育長が現時点で考えている範囲で、吉岡小学校の将来的な利活用について4点に絞って伺いたいと思います。

①義務教育学校への移行後、吉岡小学校の学校施設について、教育委員会としてどのような利活用方針を検討しているのか伺います。

②春の乾燥時期に吉岡小学校グラウンドの土埃が周辺環境に影響している件について、児童がいなくなる場合、維持管理や環境対策をどのように考えているのか伺います。

③吉岡小学校を地域の交流拠点として再活用する可能性について、コミセン機能の導入や、若い世代・子育て世代が利用しやすい環境整備を検討されているのか伺います。

④吉岡小学校を避難所・物資拠点など、地域防災の拠点としてどのように位置づけるのか、現時点での考えを伺います。

吉岡小学校は、地域の歴史と記憶が詰まった大切な場所です。義務教育学校への移行は新しい教育環境をつくる一方で、地域の拠点が一つ姿を変えることにもなります。だからこそ、学校施設を「終わり」にするのではなく、“新しい地域拠点”として生まれ変わらせる視点が必要だと考えますが、お考えを伺いたいと思います。以上です。

○議長（溝部幸基）

小野寺則之教育長。

○教育長（小野寺則之）

平沼議員のご質問にお答えいたします。

1点目の吉岡小学校の将来的な利活用についてですが、現時点で考え方は定まっておりません。

校舎については、近隣に吉岡総合センターや吉岡温泉ゆとらぎ館があることから、社会教育施設としての役割は限定的なものになるものと考えております。

また、施設全体について町民や民間団体、企業へ活用方法の提案を広く募集し、検討してまいりたいと考えております。

特に、体育館は地域唯一の屋内運動施設ですので、今後地域の方とどのような活用が望ましいのか検討してまいりたいと考えています。

2点目のグラウンドについてですが、こちらも教育施設としての役割ではなく、災害時や緊急搬送時のヘリコプターのランデブーポイントに指定されており、防災・救急面での利活用が主になるものと考えております。

ご指摘のように、グラウンドの土ぼこりが周辺住宅に悪影響とならないよう、緑化と定期的な草刈り等適切な管理が必要であると認識しているところです。

3点目の吉岡小学校を地域の交流拠点として再活用する可能性についてですが、現在、吉岡地域には中心施設として吉岡総合センターがあり、子どもから高齢者までの地域住民の交流拠点としての役割を果たしておりますので、地域の交流拠点として利活用することは現時点では考えておりません。以上です。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

平沼議員のご質問にお答えいたします。

4点目の吉岡小学校の避難所及び物資拠点並びに地域防災拠点施設としての位置付けについてですが、現在、全国各地で地震や豪雨による災害が多発している状況を鑑み、町では、地域の安心・安全を確保するという観点から吉岡小学校の活用は、非常に重要な施設として認識しております。

現在も吉岡小学校は、地震や津波に備える指定緊急避難場所及び指定避難所に位置付けられており、閉校後につきましても体育館や空き教室などを避難所及び防災備蓄倉庫として活用するなど、地域の防災力の強化に向けて取り組みを進めてまいります。

○議長（溝部幸基）

5番平沼昌平議員。

○5番（平沼昌平）

再質問させていただきます。

先ほどの教育長の答弁についてですけれども、吉岡小学校の利活用について現時点では未定とのことでしたけれども、地域住民の方々から学校が統合されたあとの、統合という言葉が適切かどうか分かりませんが、施設の扱いについて、やはり疑問の声とか不安の声というのが寄せられているのは現実的でございます。町として、吉岡小学校を教育施設以外の新たな地域支援としてどういう方向性を持って検討していくのかというのは、これはやはり現時点でこういう風にしますとかというのは大変難しい状況にあると思いますけれども、その検討されている可能な範囲内で新たにお聞きしたいなということで質問をさせていただきました。

また、この答弁書の中に、町民や民間団体から提案を募集するとのことでしたが、提案募集は地域の将来像というかそういうものを、ある程度共有する重要な、非常に重要なプロセスだと思うんですよね。ですから「する、する」とは言っても、じゃあ提案募集の方法とか時期とかそれに対する判断基準とか検討体制とか、そこまでどのようなプロセスで進めていくのか具体的にお知らせ願いたいと考えております。

次に、グラウンドの土埃の件ですけれども、緑化や草刈りが必要とは認識しているとは言っておりますけれども、教育長、一番先にやはりこの土埃が舞うという段階で、どういうことをしなきゃなんないかという、学校施設でなくなった時に用務員の方が定期的に学校に土埃がひどいから水を撒いてくれという状態では今後ははなくなってくるということですよね。学校に常に管理人がいるということではないわけですから。だからここで最初に答えていただきたいのは、緑化や草刈りという状況ではないんですね。水をどういう風に埃が舞う時期に、どういう風に撒く体制を取るのかという答えが私は最初には必要だったのではないのかなと思います。その次に来るのが緑化、草刈り、という言葉が出てきてもいいのかなとは思っております。

それで、そういうことを踏まえますと今後の対策とか内容、それから実施時期、それからその管理体制、誰が主体になっていくのか、そういうものを現時点でお答えできる範囲内でお聞かせ願えればなと思っております。

あと、これは現時点での答えにはならないかもしれませんが。交流拠点として利活用についてなんですけれどもね、また先ほどの話に戻んですけど、総合センターがあるため現時点は考えていないということなんですけど、この学校という施設、立地条件それから空間規模、歴史的背景、それから総合センターと異

なる価値観を私は学校は持っていると思うんですね、学校施設というのは。

教育長が言う交流拠点としての利活用を現時点では考えていない、その考えていないつまり指定する理由というのをお聞かせ願いたいなと思うんです。まずは、教育長に対して再質問させていただきます。

○議長（溝部幸基）

小野寺則之教育長。

○教育長（小野寺則之）

3点質問事項があったかと思えますけども、おひとつずつ回答させていただきます。

まず1つ目の、町民・民間募集あるいは検討体制をどのようにしていくかということなんですけども、先ほどの行政報告の中でもお話させていただいたんですけども、今、どんな教育施設というかがいいのかというのを、基本計画という形で設計業者さんに今年中に発注して将来像を考えていきたいなという風なことを今検討しているところでございます。ついては、基本計画の策定業務の委託を12月の議会に補正予算として提案させていただきたいなという風に考えているところです。

それは、今、義務教育学校としての新たな教育施設だけではなくて、今、教育委員会としては課題となっているチロップ館、福祉センター、吉岡小学校含めてどんな教育環境の在り方がいいのかということまで含めて基本計画考えていきたいなという風に考えているところです。とは言っても限られた10年4月の開校を目指しているので、どちらの学校を使うかという点では今年度の3月くらいまでにはどこを使うということを明らかにしていきたいなと思っているんですけど、この基本計画はちょっと時間掛かるということで来年7月末くらいまでを想定しております。

なので、その基本計画ができましたら議会やPTA保護者、児童生徒含めて私達は基本的にこんなことを考えていますということをお広く周知してご意見をもらって行って、修正すべきところは修正して行って、基本設計とかという風な形に入っていきたいなという風に考えているところでございます。なので、具体的な公募とかそういうのは基本計画ができてからという風なことを想定しております。体制については広報ですとかホームページですとかそういうところで募集しながら、参考として考えていきたいなという風なところで考えているところでございます。

2点目の土埃グラウンドの管理についてですが、おっしゃるように我々も広いグラウンドなんですけども8人、10人しかいない現状を考えて、土埃が舞うという現状は認識しているところでございます。

冒頭申し上げたように、あそこはやっぱり土埃を防御するには、硬い土とか石とか入れるか、あるいは緑化していくということじゃないと防げないなという風に思っているところです。それについても、財産としては教育財産じゃなくて今度は、財産、行政財産というか普通財産に切り替わっていくわけなんですけれども、それにしてももともと学校施設であることから、教育委員会としても新しい担当に全てお任せするということではなくて、我々も管理していかなければならないんだらうなという風に考えています。

ついては、これも理想というか仮定の話なんですけど、今義務教育学校では用務員さん2人置きたいなと小学校部門・中学校部門ということで、その中で定期的な水撒きの時期が必要だったり草刈りの時期が必要だったり、もちろんその教育委員会の職員も行って草刈り等の管理は自前で出来ないかなと。あるいは今そのロボットの草刈機とか森林組合さんとかでお持ちだそうなのでそういうものも活用しながら適正な維持管理を務めて、周りの近隣の地域住民の方に悪影響を及ぼさないような形で管理していきたいなという風に考えているところでございます。

3点目の交流拠点についてですけども、先ほど町長から力強いご回答をいただいたところなんですけど、我々としてはやはり吉岡の支所というか総合センターがあるので、そこでこれからどんどん人口が減って行って、そういう中で2つも3つもということではなくて、吉岡の支所の中で何とか継承していくものがないか、あるいは防災拠点として、あれは壊さないでそのまま使われると思いますので、その中で今までの吉岡小学校とか中学校の歴史を伝承していけないかということを考えるべきだという風に考えております。

今、収支のことを申しますと大変心苦しいですけど、吉岡小学校、学校あることによって1千万地方交付税来ます。今度学校じゃなくなると歳入が全くなくなるなかで、これを維持管理していくということになると新たな管理費が必要だということにもつながってしまいますので、交流拠点としては吉岡の総合センターで、思い出をつないでいく部分としては今の既存の学校の中で何とか思い出をつないでいくということを考えていくべきなんじゃないのかということをお現時点では考えております。

○議長（溝部幸基）

5番平沼昌平議員。

○5番（平沼昌平）

ちょっと最後の学校施設のところら辺の収入というか、もう一回あとで答弁していただきたいなと思いますけども、ちょっと聞き取れなかったのをお願いいたします。

町長の方に再質問させていただきます。

防災拠点として重要だという答弁いただきました。地域の安心安全を見るうえで学校自体は防災機能として重要な位置付けとして考えてくださっていることは私もそれは必要であると思っております。

体育館や空き教室それから備蓄倉庫等にも防災機能を充実させる意味では必要な空間だと思うんですけども、このなかで整備の時期とか、それから整備内容とか今後どういう風に考えて行くのかお聞かせ願いたいなと思います。

また、教育長に再々質問になるわけなんですけども、まず先ほどお願いしたとおり最後の方の部分聞き取れなかったの、もう一回お願いします。

やはり、今まではグラウンドの土埃の件に特化してしゃべるんですけど、今までは子ども達は何人いてとか少ない人数だからとかというのは、あの地域の人達は気にしていないんですね。学校だからということ。学校の施設からああいうものが例えば風吹いた時にですね、教育長も写真見てくださったと思うんですけども、一時的に凄いことになっているんですね。でも、子ども達がいるからというのは根底にあるわけなんですよね。これが、やはり子ども達がいなくなってどうするんだって。

ましてや、ヘリコプターランデブーポイントになって救急ヘリコプターのドクターヘリが来てやる時は、消防が来て水を撒くわけですね。実際には、そういうようなことを、とにかく学校でないから毎日じゃあ水撒けという話にはならないんですよ。

やっぱりそれでも地域の方々に義務教育学校の必要性を解くのと同時に、吉岡小学校の後の管理、特にグラウンドの管理は教育委員会から行政に移ったから後は行政に聞いてくださいというようなことは教育長は言わないとは思いますが、やはりその管理体制は今までと同様に出来る範囲内でこのような管理体制で進めていきたいと。例えばですよ、土埃がたつた時はすぐ教えてくださいとかそういうフォロー体制は必要だと思うんです。

それから吉岡小学校の施設自体を公募で例えば募集して、さまざまな意見を聞くのはいいと思います。それは素晴らしい考え方だと思います。けれども、やはりそのきちとした方向性もやはり町民目線で常に周知するということは、地域住民と学校施設自体が共有してなきゃなんないということなんです。情報共有がね。そういう面も踏まえて再度ご答弁願えればと思います。

町長には先ほど言ったように、どういうものを、防災用の備蓄倉庫として、じゃあいつ頃までどういうものを計画されているのかというのを具体的に、何せお金が掛かる時代ですから、早々簡単にはできないかもしれませんが、まずはその考えをお聞かせ願って一般質問を終わりたいと思います。

○議長（溝部幸基）

小野寺則之教育長。

○教育長（小野寺則之）

ご質問にお答えします。ちょっと言葉足らずで大変失礼いたしました。

まず、学校の収入についてなんですけれども、学校が1校あることによって普通交付税のカウントとして1,300万ほど町に入ります。その中に油代とか色んな支出を管理をしていくわけなんですけれども、今度その義務教育学校になると吉岡小学校は廃校という閉校という形になりますので、その普通交付税が全く入ってこなくなります。その中で吉岡小学校を管理していくというような状況になっていくわけです。このため、基本的には先ほど町長がご答弁申し上げたように、防災の拠点としては十分活用できるかなという風には思っているんですけど、お金をかけて新たにという風なことを現時点では考えていないという風なことでございます。

あと、基本的な管理とか募集についてなんですけども、今申し上げたように基本は学校として施設としては我々はお金かけて使えないという風に考えているんですけども、例えば、民間の上ノ国の小学校のようにワイナリーとして使いたいと。だから、つまり無償で譲渡していただきみたいな形でそういう活用方法がもしあれば、町としてはそれは全然どうぞみたいな形になっていくのかなという風に思っています。

そこで、ただ体育館だけはちょっと一部から体育施設として使えないかみたいなこともちょっと聞いておりますので、そこら辺はちょっと時間かけて地域の人とじっくり話し合っていきたいなという風に思っています。

いずれにいたしましても来年の7月末くらいには今のチロップ館と福祉センターと吉岡小学校と今ある2つの小中学校と合わせて5つの施設を将来的にどうあるべきかということの基本計画を考えていきたいなという風に思っていますので、その策定後に改めて常任委員会なり議会の方にご提示してご意見を賜っていきたいなという風に考えております。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

先ほどの回答の中でもお話をさせていただきましたけども、吉岡のグラウンドについては地域防災計画の中で一時避難場所という形になっていますし、小学校は吉岡1・2・3地区の避難場所という形。今回の全国での災害を見ても避難してから一時的におさまるところもあれば、その避難が長期化する場所もありますので、そういったなかで我々はこれから今学校の方がどう動くかによって、また対応というのは決まってくるんだと思いますけども、そういったのを見据えながら短期的にできるものについてはしっかり、今の計画の中でローリング計画の中で備えていく。たぶん備蓄品だったり色んな形のものが需要であれば出て来るんだと思いますし、ただ、長期的に必要なものになると現計画の中ではございませんので、次期計画を見据えてやっていくことになるのかなと思います。

ただ、もう一点は、今、旧吉岡温泉の解体これはもう我々の大きな課題になっていますので、そういったものも含めたなかで手当てができるのか。あともう一つは、白神防災道路の関係で、あの地区が今工事が始まった場合にどう動いていくかということも我々の大きな課題としてありますので、極端な話、吉岡地区に工事宿だったり色んな場所がどちらかというと吉岡はそういう広い用地が意外とありませんので、そういったことを考えた時に道路工事が今調査段階ではありますけども、近々に多分1、2年の間に工事着手なり法線が固まってくると事業が見えてくるんだと思いますので、そういったものも視野に入れながらどういった活用という形も新たに出てくるのかなと思いますので、そういったものを総合的に考えながら対応していければなという風には思っているところであります。

○議長（溝部幸基）

一般質問を終わります。

◎議案第12号 福島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長（溝部幸基）

日程第5 議案第12号 家庭的保育事業等の設備・運営基準条例の一部改正を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

深山肇町民課長。

○町民課長（深山肇）

それでは、議案の5ページをお願いします。

議案第12号 福島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

福島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年9月14日提出、福島町長。

内容につきましては、説明資料でご説明させていただきますので、説明資料の5ページをお願いします。

1、改正の理由。

児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和8年内閣府令第3号）及び学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則（令和7年内閣府令第104号）並びに児童福祉施設の設備

及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和８年内閣府令第１０号）により、関係する基準が改正されました。

この改正に伴い、同基準を準用している福島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものであります。

２、改正の内容。

（１）第６条、第１８条、第２７条、第３５条、第４８条、及び附則第３条関係。

国家戦略特別区域における特例措置である３歳児から５歳児までのみを対象とする満３歳以上限定小規模保育事業が全国展開されたことに伴い、満３歳以上限定小規模保育事業に係る必要な規定の整備を行うものです。

（２）第１３条関係。

児童対象性暴力を防止し、利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認やその他必要な措置を行うための規定を見直しするものです。

（３）第２９条、第３１条、第４４条及び第４７条関係。

専門的な支援の確保・拡充を図るため、小規模保育事業所に勤務する理学療法士等を１人に限り、保育士とみなすことができるなど必要な規定の整備を行うものです。

３、施行年月日。

公布の日から施行します。

ただし、第１３条の規定は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号）の施行の日（令和８年１２月２５日）から施行します。

なお、議案の５ページから１１ページにかけて新旧対照表を掲載してございます。

以上で、議案第１２号 福島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論を終わります。

採決を行います。

議案第１２号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第１２号は可決いたしました。

◎議案第13号 福島町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長（溝部幸基）

日程第6 議案第13号 乳児等通園支援事業の設備・運営基準条例の一部改正を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

深山肇町民課長。

○町民課長（深山肇）

それでは、議案の13ページをお願いします。

議案第13号 福島町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

福島町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年9月14日提出、福島町長。

内容につきましては、説明資料でご説明させていただきますので、説明資料の6ページをお願いします。

1、改正の理由。

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）が成立し、令和8年12月25日からの施行に備え、関係する乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正され、保育所等における児童対象性暴力等の防止及び適切な保護のため業務従事者に係る措置が見直されました。

この改正に伴い、同基準を準用している福島町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものであります。

2、改正の内容。

児童対象性暴力を防止し、利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認やその他必要な措置を行うための規定を追加するものです。

3、施行年月日。

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）の施行の日（令和8年12月25日）から施行します。

なお、議案の13ページに新旧対照表を掲載しております。

以上で、議案第13号 福島町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論を終わります。

採決を行います。

議案第13号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第13号は可決いたしました。

◎議案第14号 福島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

○議長（溝部幸基）

日程第7 議案第14号 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の運営基準条例の一部改正を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

深山肇町民課長。

○町民課長（深山肇）

それでは、議案の15ページをお願いします。

議案第14号 福島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

福島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年9月14日提出、福島町長。

内容については説明資料でご説明させていただきますので、説明資料の7ページをお願いします。

1、改正の理由。

児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和8年内閣府令第3号）の一部改正により、関係する基準が改正されました。

この改正に伴い、同基準を準用している福島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものであります。

2、改正の内容。

3歳児から5歳児までのみを対象とする満3歳以上限定小規模保育事業が全国展開されたことに伴い、満3歳以上限定小規模保育事業に係る必要な規定の整備を行うものです。

3、施行年月日。

公布の日から施行します。

なお、議案の15ページから34ページにかけて新旧対照表を掲載してございます。

以上で、議案第14号 福島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論を終わります。

採決を行います。

議案第14号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第14号は可決いたしました。

◎議案第15号 第6次福島町総合計画の変更について

○議長（溝部幸基）

日程第8 議案第15号 第6次総合計画の変更を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村田洋臣企画課長。

○企画課長（村田洋臣）

それでは、議案の35ページをお開きください。

議案第15号 第6次福島町総合計画の変更について。

第6次福島町総合計画を変更したいので、福島町議会基本条例第11条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和8年9月14日提出、福島町長。

議案の36ページから41ページまでは、前期実施計画の新旧対照表となっております。

内容につきましては、議案説明資料でご説明させていただきますので、説明資料の8ページをお開き願います。

1、変更の目的。

令和8年度福島町議会定例会6月会議において議決された本計画について、令和8年度予算補正等により事業内容に変更が生じたため、第6次福島町総合計画における前期実施計画を変更するものであります。

2、前期実施計画（令和6年度から令和9年度）の変更。

前期実施計画について、事業件数122件、総事業費54億9,760万円となっているものに、新規に登載する3事業に係る事業費を3,740万円増額、また、変更が生じた4事業に係る事業費を1億6,170万円増額し、総事業費を56億9,670万円に変更するものであります。

なお、財源の主な内訳は、国・道支出金が1,650万円の増額、地方債が1億5,920万円の増額、一般財源が2,340万円の増額となっております。

（1）総事業費等の変更についてですが、ただいまの説明を表にしたものとなっております。

9ページ（2）変更区分の概要については変更理由ごとに、10ページの（3）施策体系別の変更については基本方向の項目ごとに整理した内容となっておりますので、ご確認をお願いいたします。

11ページをお開き願います。

（4）事業費等に変更が生じた事業について、ご説明いたします。

事業名が地域経済消費拡大活性化事業ですが、国の令和8年度補正で配分のありました物価高騰対応重点支援交付金の充実に伴う財源の繰り替えとなっております。

次に、町道整備事業ですが、優先度及び町全体の事業量調整のための路線の見直しにより、令和8年度の事業費が4千万円の増額、令和9年度の事業費が9,670万円の増額となっております。なお、令和8年度の事業箇所は、赤川2号線駅前団地2号線、公営住宅線の3路線となっております。

次に、普通河川整備事業ですが、優先度及び町全体の事業量調整のための河川の見直しにより、令和8年度の事業費が2,840万円の増額、令和9年度の事業費が1,840万円の減額となっております。なお、令和8年度は澗内川の浚渫を行うこととなっております。

次に、空家対策支援事業ですが、令和8年度の解体費補助見込件数の増加に伴うもので、令和8年度の事業費が1千万円の増額となっております。

次に、定住促進住宅等奨励事業ですが、令和8年度の住宅リフォーム補助見込み件数の増加に伴うもので、令和8年度の事業費が500万円の増額となっております。

12ページをお開き願います。

(5) 新規に登載となった事業についてですが、このあと政策等調書・総合計画事業進行管理表により担当課長からご説明いたします。

なお、このたびの変更につきましては、8月31日に開催した令和8年度第2回福島町総合計画審議会において、ただいまご説明しました変更の内容及び新規事業の登載について承認いただいておりますことを申し添えます。

以上で、第6次福島町総合計画の変更についての説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願います。

○議長（溝部幸基）

政策等調書の補足説明を求めます。

コンブ養殖係留ブロック改修事業、林道島前線改良事業、千軒地区観光拠点整備事業、14ページから19ページになります。

福原貴之産業課長。

○産業課長（福原貴之）

産業課所管の新規事業について説明いたします。

説明資料の14ページをお願いします。

事業計画名、コンブ養殖係留ブロック改修事業でございます。

現状の認識は、コンブ養殖係留ブロックは昭和50年代から設置が行われたが、初期に設置したブロックについては経年劣化により係留機能が低下している箇所がございます。

政策等の発生源は、対象は養殖コンブ漁業者で、意図はブロックを改修することで、コンブ養殖漁業の安定した経営を目指すものでございます。

事業計画は、令和8年にブロック係留環改修で、計画額は1,260万でございます。

財源内訳は、地方債1,250万は過疎対策事業債で残り10万円を一般財源としてございます。なお、当事業につきましては、定例会6月会議で補正予算を議決いただいております。

16ページをお願いします。

事業計画名が、林道島前線改良事業でございます。

現状の認識は、林道島前線は、地域の森林整備の効率化や森林の多面的な機能を広域的に発揮する等、林業振興に寄与してきました。しかし、現在は崩落などにより一部通行止めの状況となっているものでございます。

政策等の発生源は、対象を町民及び森林所有者、意図は通行止めを解消し、森林の多面的な機能の発揮を図り、地域の林業振興を図るものでございます。

事業計画は、林道島前線道路改良事業で、延長8メートルでございます。

計画額は1,100万円で、財源内訳は道支出金550万、これは道の地域づくり総合交付金となっております。残り550万円が一般財源となります。

18ページをお願いします。

事業計画名が、千軒地区観光拠点整備事業でございます。

現状の認識は、千軒そば屋は旧千軒寿の家を活用し地域住民が中心となって営業をしており、町外からの来店者も多くあるが、施設の老朽化が指摘されているものでございます。

政策等の発生源は、対象を町民及び町外からの観光客、意図はトイレの簡易水洗化、施設内のバリアフリー化、厨房の改修による労働環境の改善及び利用者の利便性向上が必要となっているものでございます。

事業計画は、①施設入口及び飲食スペースの改修で、これはバリアフリー化として土足化とするものでございます。②厨房の改修は、調理作業効率化を図るため室内を改修するものでございます。③トイレの改修は環境衛生の改善であり、計画額は1,380万円で、財源内訳は道支出金680万円は道の地域づくり総合交付金を活用するもので、残り700万円は一般財源となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

暫時休憩いたします。

（休憩 12時02分）

（再開 12時58分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第8 議案第15号 第6次総合計画の変更の提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を行います。

7番熊野茂夫議員。

○7番（熊野茂夫）

11ページ、事業費等に変更が生じた事業についてというところの、生活基盤安定、防災・消防体制の充実のところ河川整備事業ですけども、このところで、この河川の選定だとかこういうことというのは、どんな基準か何かあったんでしょうか。

○議長（溝部幸基）

紙谷建設課長。

○建設課長（紙谷一）

潤内川については以前から国道側から進んでおりまして、今回は続きの部分をやっております。大体、潤内川は浚渫・泥の堆積とかが多いということで前からリストに入れてましたので、今回このタイミングでこれを追加してございます。

○議長（溝部幸基）

6番木村隆議員。

○6番（木村隆）

14ページの新規事業のコンブブロックについて伺います。

6月に補正で先に予算取ったということですけども、その時のその計画に出してこなかったということになると思うんですけど、何か理由はあるんでしょうか。

○議長（溝部幸基）

福原産業課長。

○産業課長（福原貴之）

総合計画の変更の前に漁協等の方からの要望があって、予算立てが先に先行として必要だったということから総合計画の変更にも新規掲載には間に合わなかったということで、後付けになってしまったんですけど今回のような提案になりました。

○議長（溝部幸基）

6番木村隆議員。

○6番（木村隆）

18ページの千軒地区の整備事業について伺います。

大規模改修ということになりますけれども、こういう中でせっかく改修するなかで備品をどの程度更新していくのか。例えばテーブルですとか、冷暖房の整備ですとかそういったことはこの中に含まれているのかどうか伺います。

○議長（溝部幸基）

福原産業課長。

○産業課長（福原貴之）

備品の更新につきましては主だったものとしますと、厨房の方では先ほどもちょっと申し上げたんですけど、労働環境が悪いということでエアコンの設置をするということで備品を整備します。あと、調理室の使い勝手をいいようにするために棚の設置だとかそういう部分も考えています。

それで、食事していただくスペースにつきましては、あるものを使って、できればなるべくお金をかけないようにという部分で備品の購入はないですけど、土足で椅子で、今までは床に座って食していただいたものを椅子に座ってというところに変更になります。以上です。

○議長（溝部幸基）

そのほか。

1 番藤山大議員。

○1 番（藤山大）

1 1 ページの定住促進住宅奨励金の部分で、今回 2 4 件が 3 0 件という増になった部分で、一応確認のためもう一度聞きます。

要はリフォームに対してクーラーは入っているのかその辺もう一度確認のためお聞きしたいと思います。

○議長（溝部幸基）

村田洋臣企画課長。

○企画課長（村田洋臣）

これまでも何度か説明させていただいておりますが、クーラー単品の取り付けのみであれば対象にしておりません。

当然、工事その部屋の断熱だとか、例えばその燃料由来の暖房からの転換とかということのセットの事業としてエアコン設置ということであれば、それはその内容によっては対象になり得ますので、そういった形の審査の方をさせていただいております。

○議長（溝部幸基）

そのほか質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

7 番熊野茂夫議員。

○7 番（熊野茂夫）

建設課長、緑川の件でこのところという、おそらくお話できないと思いますのでと思いながらここで質疑したんですけども、緑川自体が今の福島川の改修との兼ね合いでかかっていることも分かっていることはあるんですけども、今のそれこそ学校通りまでの橋の所から下流というのは道河川になっていることも分かっています。

それで、おそらく福島川改修がなかなか進まないということでもって、色んなことの手のかけようがないのかなという思いもしながらなんですが、ただ 1 つだけ、何年も前に今の言った橋の近辺越水しているんですよね大雨降った時に。なかなかそこから水が抜けていけない。そして、あそこに何軒もあるんですけども、学校通りの近くまでそれこそ床下ぐらいまで越水していた経験があるものですから、福島川の本流の河口が常に綺麗に開いているとそれも防げるんですけども、山背なんか吹いた時に砂利なんかがあそこに溜まると、どうしても自然と福島川の水位が上がって行って、それが緑川の越水に繋がっているという風にして見えていたんですが、それでですね、道河川の所は道の管轄なのでなかなかこれ簡単な話じゃないのかなとは思いますが、その上の学校通りまでの間、あの辺の河川の中が非常にジャングルみたいになって土砂が溜まっているんですよ。ですから、1 回取ると何年かに 1 回ずつやっていくと、そんなに費用だとか時間的にも掛からないで、うちの観音川なんか整備してもらったら本当に簡単に行くんだなって、3 年に 1 回ぐらいで十分なんだなと思う気がするんでね、そのところを考慮しながら 1 回考えてみていただけませんか。

○議長（溝部幸基）

紙谷建設課長。

○建設課長（紙谷一）

昨日祭りで通らせていただいた時に、確かにそこたまたま目にしまして、相当鬱蒼としているなという風に私も感じました。

ちょっと昨年も色々熊の事件等もありましたので、そういう所も水が水害の危険もあるしそういう懸念もあるんでしたら、ちょっとその辺については道に対して要望なりしていきたいと思います。どうしても福島川から緑川の福島小学校線ぐらいまでの間がレベルが同じようなレベルで水が抜けにくいというがあるので、たぶん土砂については溜まりやすいのかなというのはありますけども、そこについてはまた道の方にも話しながら進めていきたいと思います。

○議長（溝部幸基）

意見交換を続けます。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論を終わります。

採決を行います。

議案第15号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第15号は可決いたしました。

◎議案第16号 福島町財政調整基金の積立金の処分の議決変更について

○議長（溝部幸基）

日程第9 議案第16号 財政調整基金積立金の処分の議決変更を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小鹿浩二総務課長。

○総務課長（小鹿浩二）

それでは、議案の43ページをお願いいたします。

議案第16号 福島町財政調整基金の積立金の処分の議決変更について。

令和8年度福島町財政調整基金の積立金の処分の内容を次のとおり変更する。

令和8年9月14日提出、福島町長。

1、処分の目的。

令和8年度福島町一般会計補正予算第5号及び今後の補正予定事業の財源に充当するためでございます。

2の変更内容ですが、これまで4億円以内であったものを5億円以内に変更するものであります。

以上で、議案第16号の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑を終わります。
説明員との意見交換を行います。
（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。
討議を行います。
（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。
討論を行います。
（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論を終わります。
採決を行います。
議案第16号を決することに賛成の方は起立をお願いします。
（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第16号は可決いたしました。

◎議案第17号 令和8年度福島町一般会計補正予算（第5号）

○議長（溝部幸基）

日程第10 議案第17号 令和8年度一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
小鹿浩二総務課長。

○総務課長（小鹿浩二）

それでは、議案の45ページをお願いいたします。
議案第17号 令和8年度福島町一般会計補正予算（第5号）。
令和8年度福島町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。
第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億359万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億8,543万2千円とする。
第2条、地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。
令和8年9月14日提出、福島町長。
はじめに、「第2表 地方債補正」について説明いたしますので、50ページをお願いいたします。
第2表 地方債の追加でございます。
起債の目的は、町道公営住宅線道路整備事業債が限度額3,700万円と、次の段の、普通河川河道整備事業債2,840万円の追加で、起債の方法・利率については記載のとおりとなっております。
51ページをお願いいたします。
地方債補正の変更でございます。
プレミアム付商品券発行事業債については430万円を減額し、470万円とするものでございます。
次の段の、空家対策等支援事業債は430万円を追加し、1,620万円とするものであります。
内容につきましては説明資料で説明いたしますので、説明資料の20ページをお願いいたします。
変更する地方債のうち、1段目のプレミアム付商品券発行事業債と、3段目の空家対策等支援事業債は額の変更のみで、2段目の町道公営住宅線道路整備事業債は過疎対策事業債、4段目の普通河川河道整備事業債は緊急浸透推進事業債を予定しており、充当率、交付税算入率等は記載のとおりとなっております。
それでは、補正予算の歳出から説明いたしますので、28ページをお願いいたします。
説明につきましては50万円以上の増減があったものを中心に説明いたしますので、予めご了承願いま

す。

2款総務費、1項1目一般管理費、事務事業予算名も同様で、147万9千円の追加は、主に特別職の旅費の不足分見込額50万円と、熊本地震被災者見舞金で100万円の追加でございます。

29ページをお願いいたします。

下段の、16目地域公共交通維持費、事務事業予算名、地域間幹線系統木古内松前線対策事業費で、800万円の追加は、渡島西部4町で交付する支援金の追加でございます。

30ページをお願いいたします。

上段の、17目ふるさと暮らし応援事業費、事務事業予算名、定住促進住宅等奨励事業費で、500万円の追加は、住宅リフォーム補助金の保険分の追加となっております。

下段の、7項1目財政調整基金費、事務事業予算名も同様で、9,236万4千円の追加は、繰越金の2分の1以上を基金に積立てるものでございます。

31ページをお願いいたします。

上段の、2目減債基金費、事務事業予算名も同様で、2,967万7千円の追加は、普通交付税の本算定による積立でございます。

次の段の、7目公共施設維持保全基金費、事務事業予算名も同様で、3千万円の追加は、安定した公共施設維持保全を図るため積立てるものでございます。

次の段の、3款民生費、1項1目社会福祉総務費、事務事業予算名、障害者福祉事業費、489万5千円の追加は、主に障害者介護給付費等国庫負担金の前年度分に係る返還金でございます。

32ページをお願いいたします。

下段の、7目後期高齢者医療費、事務事業予算名も同様で、459万8千円の減額は、前年度の負担金確定による精算及び令和8年度の負担金の内示による減額となっております。

33ページをお願いいたします。

中段の、2項2目児童措置費、事務事業予算名も同様で、4,567万8千円の追加は、施設型給付負担金580万1千円の追加、及び国庫負担金過年度過納納還付金3,987万7千円の追加でございます。

34ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項2目予防費、事務事業予算名も同様で、115万9千円の追加は、肺炎球菌予防接種委託料の実績見込によるものが主なものとなっております。

35ページをお願いいたします。

2項2目広域事務組合費、事務事業予算名も同様で、103万8千円の減額は、渡島西部広域事務組合の衛生部門の負担金按分率確定によるものでございます。

次の段の、3目渡島廃棄物処理広域連合費、事務事業予算名も同様で、9,076万8千円の追加は、クリーンおしまの火災に伴う運搬費等に係る構成市町負担金の追加となっております。

36ページをお願いいたします。

上段の、6款農林水産業費、2項4目熊等による被害対策費、事務事業予算名も同様で、303万3千円の追加は、電気牧柵を購入するための備品購入費295万7千円が主なものとなっております。

次の段の、6目林道工事費、事務事業予算名、林道施設維持管理費、1,142万9千円の追加は、林道島前線改良工事請負費の追加で、政策等調書については先ほど総合計画の変更で説明しておりますので省略しまして、詳細については私の説明のあと産業課長より図面にて説明をいたします。

37ページお願いします。

中段の、7款商工費、1項3目観光費、事務事業予算名、観光振興費、100万円の追加は、観光協会への補助金で、女相撲用の相撲パンツ購入に伴う追加でございます。

下段の、事務事業予算名、千軒地区観光拠点整備事業費、1,300万円の追加は、旧千軒寿の家の内装改修工事費で、政策等調書については先ほどの総合計画の変更で説明しておりますので省略します。詳細については、産業課長より図面をもとに後ほど説明いたします。

38ページをお願いいたします。

下段の、8款土木費、2項2目道路維持費、事務事業予算名も同様で、524万円の追加は、粗大ごみ一時堆積場所の道路の補修に係る修繕費委託料の追加となっております。

39ページをお願いいたします。

4目道路新設改良費、事務事業予算名、道路整備事業費3,700万円の追加、及び次の段の、3項1目河川総務費、事務事業予算名、普通河川整備事業費2,840万円の追加についての詳細は、建設課長が私の説明のあと図面をもとに説明いたします。

下段の、8款土木費、4項3目住環境整備事業費、事務事業予算名、空家等対策支援事業費、1,000万円の追加は、空家等除却補助金で10件分の追加となっております。

40ページをお願いいたします。

5項1目住宅管理費、事務事業予算名、町営住宅整備事業費、80万円の追加は、町営住宅の小破修繕でございます。

9款消防費、1項1目災害対策費、事務事業予算名も同様で、110万円の追加は、防災行政無線の修繕費となっております。

次の段の、事務事業予算名、防災備蓄品整備事業費、117万円の追加は、月崎ニュータウンに設置予定の屋外物置の購入費であります。

41ページをお願いいたします。

上段の、2目広域事務組合費、事務事業予算名も同様で、691万1千円の追加は、渡島西部広域事務組合消防部門の負担金按分率の確定によるものであります。

42ページをお願いいたします。

2段目の、10款教育費、2項1目学校管理費、事務事業予算名、各学校校舎営繕事業費、147万8千円の追加は、吉岡小学校及び福島小学校に係る修繕費となっております。

43ページをお願いいたします。

5項3目学校給食センター費、事務事業予算名、施設維持管理費52万円の追加は、施設の修繕費の追加となっております。

4目町民プール運営費、事務事業予算名も同様で、69万8千円の追加は、ろ過器配管修繕費が主なものでございます。

44ページをお願いいたします。

上段の、12款諸支出金、2項1目操出金、189万9千円の減額は、3つの特別会計に係る操出金の減額となっております。

次の段の、13款職員給与費、1項1目職員給与費、事務事業予算名も同様で、1,466万1千円、及び次の段の、2目会計年度任用職員給与費、事務事業予算名も同様で、900万1千円の減額は、いずれも職員の移動や共済費負担率の確定によるものでございます。なお、人件費の補正に伴う給与費明細については議案の84ページから85ページに給与費明細書を添付してございます。

以上で、歳出の説明を終わります。

次に、歳入を説明いたしますので、21ページをお願いいたします。

1款町税、1項1目個人、2,794万5千円の追加は、町民税の現年課税分の収入実績見込による追加でございます。

3項1目軽自動車税、56万8千円の追加についても収入実績の見込みでございます。

下段の、10款地方交付税、1項1目地方交付税、2,679万3千円の追加は、普通交付税本算定の確定に伴う追加でございます。

22ページをお願いいたします。

上段の、13款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金、190万7千円の追加は、子どものための教育・保育給付に係る負担金で、公定価格の変更及び園児数の増によるものでございます。

2項1目総務費国庫補助金、390万3千円の追加は、主に物価高騰重点支援地方創生交付金の追加でございます。

23ページをお願いいたします。

中段の、14款1項1目民生費負担金、174万2千円の追加は、子どものための教育・保育給付負担金の道費の負担分でございます。

下段の、4目農林水産業費補助金、796万4千円の追加は、ヒグマ対策事業補助金246万4千円と、24ページの上段、林道島前線道路改良事業に係る補助金550万円の追加となっております。

5目商工費補助金、650万円の追加は、千軒地区観光拠点整備事業分の補助金でございます。

6目教育費補助金、90万円は、福島商業高等学校スマートストア導入事業に係る補助金でございます。

下段の、16款寄付金、1項1目一般寄付金、105万円の追加は、寄付金の実績によるものでございます。

25ページをお願いいたします。

17款繰入金、1項1目介護保険特別会計繰入金、114万3千円の追加は、前年度分の精算額確定によるものでございます。

2項1目財政調整基金繰入金、6,999万6千円の追加は、今回の補正に係る財源調整による追加で、これにより今年度の財政調整基金からの繰入額は4億4,224万2千円となります。

18款繰越金、1項1目繰越金、1億8,471万7千円の追加は、前年度決算確定によるものでございます。

26ページをお願いいたします。

19款諸収入、5項1目雑入、308万5千円の追加は、主に渡島廃棄物広域連合からのごみ処理対策負担金でございます。

20款町債については先ほど第2表で説明しておりますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第17号の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

（休憩 13時24分）

（再開 13時25分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

小鹿浩二総務課長。

○総務課長（小鹿浩二）

私の先ほどの説明で、説明資料の35ページ、渡島廃棄物処理広域連合費のところで、9,079万8千円と申し上げましたが、9,076万8千円が正解でありますので、訂正をお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

そのように訂正をしておきます。

補足説明を求めます。

林道施設維持管理費、千軒地区観光拠点整備事業費について。

福原貴之産業課長。

○産業課長（福原貴之）

林道施設維持管理事業について説明いたします。

まず、議案説明資料追加の図面、林道島前線改良事業をお願いします。

図面は、工事施工の位置図でございます。

施行場所は、林道島前線の起点から約4.1キロメートル地点となり、緑色で起点から施工箇所までの区間を示しており、赤丸地点が施工箇所となります。

議案説明資料の45ページにお戻りください。

図面左側は平面図であり、福島町から松前町へ向かう方を見て左側の斜面が崩壊したことによる改良工事であり、カゴマットを8段積み重ねる工事と、路面舗装工事等の施工となります。

46ページをお願いします。

千軒地区観光拠点整備事業の改修前の平面図でございます。

続きまして、47ページをお願いします。

この平面図が改修後の図面となるものであり、まず、図面右側をご覧ください。

バリアフリー化に対応するためスロープの新設をいたします。また、バリアフリーは玄関の外・廊

下・客室及びトイレとし、土足対応による仕上といたします。

次に、厨房の改修でございます。厨房面積拡張に伴う軸組の変更、冷房機新設及び換気扇の交換を行います。

次に、トイレの改修でございます。トイレもバリアフリー化対応とし、床及び段差解消工事を行います。また、便器数を多目的トイレの設置など便器数の変更に伴う間仕切りの変更を行います。

以上で、図面の説明を終わります。

○議長（溝部幸基）

町道整備事業費、普通河川整備事業費について補足説明を求めます。

紙谷一建設課長。

○建設課長（紙谷一）

48ページをお開きください。

町道整備事業の町道公営住宅線整備工事でございます。

場所は、町道公営住宅線の終点側の道道岩部渡島福島停車場線とのT字路でございます。

施工延長123メートル、幅員7.5メートルの道路改良工事で、道道のT字路から月崎1町内会館付近まで改良工事を行います。

次に、49ページをお開きください。

普通河川整備事業の普通河川澗内川河道整備工事でございます。

右側の位置図で示している赤い部分が工事箇所となっております、国道からだんだん浚渫工事を行いまして、今回についてはこの赤い部分で示している場所となります。

施工延長が140メートル、工事内容については土砂の除去の浚渫工事となります。

以上、説明を終わります。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

4番小鹿議員。

○4番（小鹿昭義）

43ページの町民プールの件でお聞きします。

8月26日から休館になってますけど、故障した箇所とか、また、直す見積とか取っているのでしょうか。それと、また、いつから町民プールを開始するのかお聞きします。

○議長（溝部幸基）

古一直喜教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（古一直喜）

町民プールの故障につきましては、プールの水槽とろ過器をつなぐ配管の部分がちょっと破損しまして、水漏れが起きているという風な部分で今現在休館としております。こちらの方につきましては見積いただいております、部品の発注もしているんですけども部品の方が特注で、部品の方の納品が遅れてまして修繕に至っていない状況となっております。

○議長（溝部幸基）

そのほか。

3番佐藤孝男議員。

○3番（佐藤孝男）

35ページの有害鳥獣減容化処理施設管理運営費ということで、施設の今年に入っての頭数、ヒグマ。そして、町ばかりではなく四町の数字をお知らせください。

○議長（溝部幸基）

福原貴之産業課長。

○産業課長（福原貴之）

有害施設の処理数ですけど、すみません、決算委員会でお持ちする予定だったもので今資料はないので、後ほど決算委員会の時にお答えしようかなと思うんですけど、まずは福島町の部分につきましては頭の中に入っておりますのでお答えできますので、そこら辺の部分だけお答えさせていただきます。

それで、ヒグマの部分につきましては、6月に2頭捕獲しておりますので2頭となっております。エゾシカは今現在で83頭の実績となっております。あとは決算委員会ですよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

そのほか質疑ございませんか。

3番佐藤孝男議員。

○3番（佐藤孝男）

38ページの道路維持費。今回、粗大ごみの一時堆積場として吉岡のずり捨て場でやるわけですが、ここで四町の粗大ごみなのか、それと当町だけの粗大ごみなのか教えてください。

○議長（溝部幸基）

深山肇町民課長。

○町民課長（深山肇）

こちらは当町分の可燃の粗大ごみのみとなります。

○議長（溝部幸基）

3番佐藤孝男議員。

○3番（佐藤孝男）

これはいつまでこの場所に仮置場するということですか。

○議長（溝部幸基）

深山肇町民課長。

○町民課長（深山肇）

まだ、約2年ぐらい分の仮置きを今想定して置けるような状況で対応しております。ただ、ここの場所は冬期間雪が降りますので、今年に関しては9月28日からそこに運ぶ予定で、11月末までの2か月間を今予定しております。

○議長（溝部幸基）

そのほかございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論を終わります。

採決を行います。

議案第17号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第17号は可決いたしました。

◎議案第18号 令和8年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（溝部幸基）

日程第11 議案第18号 令和8年度国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

石川秀二福祉課長。

○福祉課長（石川秀二）

それでは、議案の87ページをお開き願います。

議案第18号 令和8年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

令和8年度福島町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,626万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億1,924万4千円とする。

令和8年9月14日提出、福島町長。

それでは、補正予算の主な内容につきまして、歳出から説明しますので101ページをお開き願います。

2款保険給付費、1項2目療養費、102万円の追加は、はり灸診療等の増加に伴うものでございます。

下段の、6款諸支出金、1項6目療養給付費等交付金償還金、16万5千円の追加は、前年度の療養給付費の精算により北海道に返還するものでございます。

次のページをお願いします。

上段で、1項7目特定健康診査等負担金償還金、17万6千円の追加は、前年度の特定健診負担金の精算により北海道に返還するものでございます。

7款基金積立金、1項1目事業基金積立金、2,488万3千円の追加は、令和7年度決算における積立金の確定等に伴う財源調整等による積立金でございます。

次に、歳入を説明しますので97ページへお戻りください。

4款道支出金、1項1目保険給付費等負担金、102万円の追加は、療養費増額に伴う道負担金を追加するものでございます。

5款繰入金、2項1目事業基金繰入金、180万7千円の減額は、繰越金確定に伴う財源調整によるものでございます。

6款繰越金、1項1目その他繰越金、2,704万8千円の追加は、令和7年度決算における繰越金でございます。

以上で、議案第18号 令和8年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論を終わります。

採決を行います。

議案第18号を決することに賛成の方は、起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第18号は可決いたしました。

◎議案第19号 令和8年度福島町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（溝部幸基）

日程第12 議案第19号 令和8年度介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石川秀二福祉課長。

○福祉課長（石川秀二）

それでは、議案の103ページをお開き願います。

議案第19号 令和8年度福島町介護保険特別会計補正予算（第1号）。

令和8年度福島町の介護保険特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,481万6千円を追加し、保険事業勘定歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億5,328万6千円とする。

令和8年9月14日提出、福島町長。

それでは、補正予算の主な内容につきまして、歳出から説明しますので121ページをお開き願います。

1款総務費、1項1目一般管理費、69万3千円の追加は、補足給付制度の改正による介護保険システム改修に伴うものでございます。

2款保険給付費、3項1目高額医療合算介護サービス等費、40万円の追加は、申請額確定に伴う不足分の追加でございます。

123ページをお願いします。

3款地域支援事業費、3項1目包括的支援事業費、23万円4千円の減額は、手当額精査による職員手当等の減額と、職員に係る共済組合等負担金率の変更による共済費の減額でございます。

4款基金積立金、1項1目介護給付費準備基金積立金、1,176万5千円の追加は、令和7年度決算における繰越金のうち、精算返還等を除いた金額の積立金でございます。

次のページをお願いします。

6款諸支出金、1項1目償還金、1,118万5千円の追加は、令和7年度の介護給付費等に係る国庫負担金等の精算による返還金でございます。

2項1目一般会計繰出金、114万3千円の追加は、令和7年度の介護給付費等に係る町負担分の精算による一般会計の返還金でございます。

なお、125ページから126ページに人件費の補正に伴う給与費明細書を添付しておりますので、ご確認をお願いします。

次に、歳入の主な増減を説明しますので、117ページにお戻りください。

6款繰入金、1項3目その他繰入金、69万3千円の追加は、歳出で提案した介護保険システム改修に係る事務費繰入金でございます。

次のページをお願いします。

7款繰越金、1項1目も同様で、2,410万4千円の追加は、令和7年度決算における繰越金でございます。

以上で、議案第19号 令和8年度福島町介護保険特別会計補正予算（第1号）についての説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論を終わります。

採決を行います。

議案第19号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第19号は可決いたしました。

◎議案第20号 令和8年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（溝部幸基）

日程第13 議案第20号 令和8年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石川秀二福祉課長。

○福祉課長（石川秀二）

それでは、議案の127ページをお開き願います。

議案第20号 令和8年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

令和8年度福島町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億439万6千円とする。

令和8年9月14日提出、福島町長。

それでは、補正予算の内容につきまして歳出から説明いたしますので、141ページをお開き願います。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目も同様に、21万2千円の減額は、後ほど説明いたします歳入予算補正の広域連合令和7年度事務費負担金精算に伴う減額と、令和7年度決算における繰越金の追加の差額を計上してございます。

次に、歳入を説明いたしますので、137ページにお戻りください。

2款繰入金、1項1目事務費繰入金で、31万8千円の減額は、広域連合の令和7年度事務費負担金精算に伴う令和8年度負担金の減額でございます。

3款繰越金、1項1目も同様に、10万6千円の追加は、令和7年度決算における繰越金でございます。

以上で、議案第20号 令和8年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論を終わります。

採決を行います。

議案第20号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第20号は可決いたしました。

◎議案第21号 令和8年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）

○議長（溝部幸基）

日程第14 議案第21号 令和8年度国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石川秀二福祉課長。

○福祉課長（石川秀二）

それでは、議案の143ページをお開き願います。

議案第21号 令和8年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）。

令和8年度福島町の国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ82万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,827万1千円とする。

令和8年9月14日提出、福島町長。

それでは、補正予算の内容につきまして歳出から説明をいたしますので、157ページをお開き願います。

1款総務費、1項1目一般管理費30万4千円の追加は、給料15万9千円の追加及び職員手当等6万円の減額で、給与額の確定及び手当額精査によるもの。共済費52万9千円の減額は共済組合等負担金率の変更に伴うもの。需用費73万2千円の追加は院内エアコン設備の分解整備に伴うものでございます。

2款診療事業費、1項1目診療費52万4千円の追加は、公課費で令和7年度予防接種手数料などの診療外収入1,152万6,007円に対する消費税確定申告分の追加でございます。

なお、159ページから160ページに人件費の補正に伴う給与費明細書を添付しておりますので、ご確認をお願いします。

次に、歳入について説明いたしますので、153ページへお戻りください。

2款繰入金、1項1目一般会計繰入金、225万9千円の減額は、繰越金の確定などにより一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

3款繰越金、1項1目も同様に、308万7千円の追加は、令和7年度決算における繰越金でござい

ます。

以上で、議案第21号 令和8年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）についての説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論を終わります。

採決を行います。

議案第21号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第21号 令和8年度国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）は可決いたしました。

◎議案第22号 令和8年度福島町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（溝部幸基）

日程第15 議案第22号 令和8年度水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

紙谷一建設課長。

○建設課長（紙谷一）

161ページをお開きください。

議案第22号 令和8年度福島町水道事業会計補正予算（第1号）。

第1条 令和8年度福島町の水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第3条の収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

支出。

第1款水道事業費用、補正予定額200万円、計1億2,362万9千円。

第1項営業費用、補正予定額200万円、計1億1,592万9千円。

令和8年9月14日提出、福島町長。

それでは、内容について説明いたしますので、165ページをお開きください。

実施計画説明書でございます。

今回の補正の主な内容は、修繕の不足による補正となっております。

収益的収入及び支出。

支出。1 款 1 項 2 目配水及び給水費で、補正額 2 0 0 万円、計 1, 3 1 6 万円。全て修繕費となっております。

以上で、令和 8 年度福島町水道事業会計補正予算（第 1 号）の説明を終わります。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論を終わります。

採決を行います。

議案第 2 2 号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第 2 2 号は可決いたしました。

◎議案第 2 3 号 令和 8 年度福島町浄化槽事業会計補正予算（第 2 号）

○議長（溝部幸基）

日程第 1 6 議案第 2 3 号 令和 8 年度浄化槽事業会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

深山肇町民課長。

○町民課長（深山肇）

それでは、議案の 1 6 7 ページをお願いします。

議案第 2 3 号 令和 8 年度福島町浄化槽事業会計補正予算（第 2 号）。

第 1 条 令和 8 年度福島町の浄化槽事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 予算第 3 条の収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

支出。第 1 款浄化槽事業費用、補正予定額 8 0 万円、計 4, 6 1 1 万 2 千円。

第 1 項営業費用、補正予定額 8 0 万円、計 4, 2 8 4 万 2 千円。

令和 8 年 9 月 1 4 日提出、福島町長。

内容について説明しますので、1 7 1 ページをお願いします。

令和 8 年度福島町浄化槽事業会計補正予算実施計画説明書でございます。

収益的収入及び支出の支出でございます。

1 款浄化槽事業費用、1 項営業費用、1 目浄化槽整備費、補正額 8 0 万円の増、計 8 5 9 万 1 千円。これは浄化槽修繕費に不足が見込まれることから増額補正するものでございます。

以上、議案第 2 3 号 令和 8 年度福島町浄化槽事業会計補正予算（第 2 号）の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論を終わります。

採決を行います。

議案第２３号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第２３号は可決いたしました。

暫時休憩いたします。

（休憩 １３時５８分）

（再開 １４時０８分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎報告第２号 令和７年度福島町財政健全化判断比率の報告について

◎報告第３号 令和７年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検並びに評価に関する報告について

◎認定第１号 令和７年度福島町一般会計歳入歳出決算認定について

◎認定第２号 令和７年度福島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

◎認定第３号 令和７年度福島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

◎認定第４号 令和７年度福島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

◎認定第５号 令和７年度福島町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定について

◎認定第６号 令和７年度福島町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

◎認定第７号 令和７年度福島町浄化槽事業会計利益の処分及び決算の認定について

○議長（溝部幸基）

日程第１７ 報告第２号 令和７年度財政健全化判断比率の報告。

日程第１８ 報告第３号 令和７年度教育事務の管理、執行状況の点検・評価報告。

日程第１９ 認定第１号 令和７年度一般会計決算認定。

日程第２０ 認定第２号 令和７年度国民健康保険特別会計決算認定。

日程第 2 1 認定第 3 号 令和 7 年度介護保険特別会計決算認定。
日程第 2 2 認定第 4 号 令和 7 年度後期高齢者医療特別会計決算認定。
日程第 2 3 認定第 5 号 令和 7 年度国民健康保険診療所特別会計決算認定。
日程第 2 4 認定第 6 号 令和 7 年度水道事業会計利益の処分、決算の認定。
日程第 2 5 認定第 7 号 令和 7 年度浄化槽事業会計利益の処分、決算の認定。

以上、9 件の案件を一括議題といたします。

ただいま議題といたしました 9 件の案件については、提案理由の説明・質疑を省略し、議長を除く全員の議員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、付託のうえ審査することにいたしたいと思いますが、賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、ただいま議題となっております 9 件の案件については、提案理由の説明・質疑を省略し、議長を除く全員の議員により構成する決算審査特別委員会を設置し、付託のうえ審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会に対し、地方自治法第 9 8 条第 1 項の規定に基づく検査権を本議会より委任することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、決算審査特別委員会に対し、委任することに決定いたしました。
暫時休憩いたします。

(休憩 1 4 時 1 0 分)

(再開 1 4 時 1 4 分)

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎諸 般 の 報 告

○議長（溝部幸基）

諸般の報告をいたします。

休憩中に開催された決算審査特別委員会において、委員長に 9 番平野隆雄副議長、副委員長に 1 番藤山大議員が互選された旨の報告がございました。

◎延 会 の 議 決

○議長（溝部幸基）

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（溝部幸基）

ご異議なしと認め、本日はこれで延会することに決定いたしました。

◎休 会 の 議 決

○議長（溝部幸基）

さらに、お諮りいたします。

決算審査特別委員会の議案審査等のため、明日から 9 月 1 7 日まで休会にいたしたいと思いますが、ご

異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

ご異議なしと認め、明日から９月１７日まで休会することに決定いたしました。

なお、１８日は午前１０時から開会いたしますので、定刻までにご参集願います。

◎延 会 宣 告

○議長（溝部幸基）

本日は、これで延会いたします。

どうもご苦労さまでした。

（延会 １４時１５分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北海道松前郡福島町議会

議 長 溝 部 幸 基

署 名 議 員 平 沼 昌 平

署 名 議 員 木 村 隆

令和 8 年度

福島町議会定例会 9 月会議

令和 8 年 9 月 1 6 日（水曜日）第 2 号

◎議事日程

- | | |
|-------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 諸般の報告 |
| 日程第 3 | 報告第 2 号 令和 7 年度福島町財政健全化判断比率の報告について |
| | 報告第 3 号 令和 7 年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検並びに評価に関する報告について |
| | 認定第 1 号 令和 7 年度福島町一般会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第 2 号 令和 7 年度福島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第 3 号 令和 7 年度福島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第 4 号 令和 7 年度福島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第 5 号 令和 7 年度福島町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第 6 号 令和 7 年度福島町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について |
| | 認定第 7 号 令和 7 年度福島町浄化槽事業会計利益の処分及び決算の認定について
(決算審査特別委員会報告) |
| 日程第 4 | 同意第 1 号 教育委員会委員の任命について |
| 日程第 5 | 発委第 9 号 福島町議会会議条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 6 | 発委第 10 号 福島町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 7 | 発委第 11 号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出について |
| 日程第 8 | 発委第 12 号 備蓄米水準の早期回復を求め、生食用ジャガイモの輸入解禁を行わないことを求める意見書の提出について |

◎会議に付した事件

- | | |
|-------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 諸般の報告 |
| 日程第 3 | 報告第 2 号 令和 7 年度福島町財政健全化判断比率の報告について |
| | 報告第 3 号 令和 7 年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検並びに評価に関する報告について |
| | 認定第 1 号 令和 7 年度福島町一般会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第 2 号 令和 7 年度福島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第 3 号 令和 7 年度福島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第 4 号 令和 7 年度福島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第 5 号 令和 7 年度福島町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第 6 号 令和 7 年度福島町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について |
| | 認定第 7 号 令和 7 年度福島町浄化槽事業会計利益の処分及び決算の認定について
(決算審査特別委員会報告) |
| 日程第 4 | 同意第 1 号 教育委員会委員の任命について |
| 日程第 5 | 発委第 9 号 福島町議会会議条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 6 | 発委第 10 号 福島町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例 |

- 日程第7 発委第11号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出について
 日程第8 発委第12号 備蓄米水準の早期回復を求め、生食用ジャガイモの輸入解禁を行わないことを求める意見書の提出について

◎出席議員（9名）

議 長	10番	溝 部 幸 基	副議長	9番	平 野 隆 雄
	1番	藤 山 大		2番	杉 村 志 朗
	3番	佐 藤 孝 男		4番	小 鹿 昭 義
	5番	平 沼 昌 平		6番	木 村 隆
	7番	熊 野 茂 夫		8番	（ 欠 員 ）

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

町 長	鳴 海 清 春	副 町 長	小 鹿 一 彦
総 務 課 長	小 鹿 浩 二	総 務 課 参 事	吉 澤 裕 治
企 画 課 長	村 田 洋 臣	産 業 課 長	福 原 貴 之
町民課長兼古岡支所長兼認定こども園福岡保育所園長	深 山 肇	町民課参事兼会計管理者	佐 藤 和 利
福 祉 課 長	石 川 秀 二	建 設 課 長	紙 谷 一
福祉センター次長	（古 一 直 喜）		
教 育 長	小野寺 則之	事務局長兼給食センター長	古 一 直 喜
監 査 委 員	本 庄 屋 誠	監 査 委 員	高 田 重 美
監査委員補助職員	（鍋 谷 浩 行）		

◎職務のため議場に出席した議会事務局職員

議会事務局長	鍋 谷 浩 行	議会事務局議事係長	山 下 貴 義
議会事務局議事係	角 谷 里 紗		

(開会 12時59分)

◎開 会 ・ 開 議 宣 告

○議長（溝部幸基）

出席ご苦労さまです。

本日は休会の予定でしたが、決算審査特別委員会の審査が早く終わりましたので、9月14日に引き続き、会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございますので、ご了承願います。

直ちに本日の会議を開きます。

◎会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

○議長（溝部幸基）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

7番熊野茂夫議員、9番平野隆雄副議長を指名いたします。

◎諸 般 の 報 告

○議長（溝部幸基）

日程第2 諸般の報告を行います。

諸般の報告は、皆様のお手元に配付のとおりでございますので、ご了承願います。

◎報告第2号 令和7年度福島町財政健全化判断比率の報告について

◎報告第3号 令和7年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検並びに評価に関する報告について

◎認定第1号 令和7年度福島町一般会計歳入歳出決算認定について

◎認定第2号 令和7年度福島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

◎認定第3号 令和7年度福島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

◎認定第4号 令和7年度福島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

◎認定第5号 令和7年度福島町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定について

◎認定第6号 令和7年度福島町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

◎認定第7号 令和7年度福島町浄化槽事業会計利益の処分及び決算の認定について

○議長（溝部幸基）

日程第3 報告第2号 令和7年度財政健全化判断比率の報告。報告第3号 令和7年度教育事務の管理、執行状況の点検・評価報告。認定第1号 令和7年度一般会計決算認定。認定第2号 令和7年度国民健康保険特別会計決算認定。認定第3号 令和7年度介護保険特別会計決算認定。認定第4号 令和7年度後期高齢者医療特別会計決算認定。認定第5号 令和7年度国民健康保険診療所特別会計決算認定。認定第6号 令和7年度水道事業会計利益の処分、決算の認定。認定第7号 令和7年度浄化槽事業会計利益の処分、決算の認定。

以上、9件を一括議題といたします。

ただいま議題といたしました令和7年度一般会計ほか6件の決算認定等、財政健全化判断比率ほか1件の報告については、本定例会において決算審査特別委員会に付託し、休会中に審査を終えておりますので、結果の報告を求めます。

9番平野隆雄決算審査特別委員長。

○9番（平野隆雄）

ただいま議題となっております令和7年度財政健全化判断比率等の報告、令和7年度一般会計ほか6件

の決算認定等について、決算審査特別委員会の報告をいたします。

本件は、本定例会 9 月会議において、審査すべき事件として本委員会に付託されたものでございます。

9 月 14 日に本委員会を開催し、正副委員長の互選を行い、16 日まで各会計決算等を審査した結果、本委員会の意見は、認定第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 5 号については、いずれも認定すべきものとし、認定第 6 号、第 7 号については、利益の処分を原案可決し、決算認定すべきものと決定いたしました。

審査の経過等につきましては、諸般の報告（第 2 号）に記載のとおりですので、ご覧いただきたいと思います。

なお、令和 7 年度財政健全化判断比率等の報告については、報告済みといたします。

以上、甚だ簡単ですが、決算審査特別委員会の報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

決算審査特別委員長の報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論を終わります。

採決を行います。

認定第 1 号から第 5 号については、いずれも認定すべきものとし、認定第 6 号、第 7 号については、利益の処分を原案可決し、決算認定すべきものとの委員長報告であり、この報告のとおり原案可決・認定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、令和 7 年度一般会計ほか 6 件の決算については認定し、水道事業・浄化槽事業会計の利益の処分については原案可決することに決定いたしました。

なお、報告第 2 号 令和 7 年度財政健全化判断比率報告、報告第 3 号 令和 7 年度教育事務の管理、執行状況の点検・評価報告は、報告済みといたします。

◎同意第 1 号 教育委員会委員の任命について

○議長（溝部幸基）

日程第 4 同意第 1 号 教育委員会委員の任命を議題といたします。

地方自治法第 117 条の規定により、9 番平野隆雄副議長の退席を求めます。

暫時休憩いたします。

（休憩 13 時 05 分）

（再開 13 時 06 分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

提案理由の説明を求めます。

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

議案の１８７ページをお願いいたします。

同意第１号 教育委員会委員の任命について。

教育委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。

令和８年９月１４日提出。

住所、福島町内在住。

氏名、平野雄輝。

年齢、４４歳。

平野雄輝氏について、若干補足説明をさせていただきます。

同意第１号関係資料にありますとおり、平成１５年４月から家業であります「レストランたかお」にお勤めになり、現在に至っております。

公職歴に関しましては、平成２７年４月から福島町まちづくり推進会議委員及び福島町地方創生推進会議委員を歴任し、現在は令和３年１０月から表彰審議会委員会委員を務めております。

また、地域活動として、平成２１年４月から平成２３年３月まで福島保育所保護者会の会長、平成２７年４月から平成２９年３月まで福島小学校ＰＴＡ会長、令和３年４月から令和５年４月まで福島町商工会青年部部長などを歴任し、現在は令和５年４月から福島町商工会青年部副部長を務めてございます。

平野氏は２児の父親であり、これまでも保護者の代表として活躍されており、教育委員会における保護者の視点で意見反映をしていただけるものと期待しているところでございます。

また、人柄につきましては、みなさんご承知のとおり温厚・誠実であり、かつ実直であります。

教育委員会委員の任命にあたって同意くださるよう、お願い申し上げます。

以上、簡単ですが、提案にあたっての説明とさせていただきます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

（休憩 １３時０８分）

（再開 １３時０９分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

大変失礼いたしました。

私、同意第１号と言うところを２号と間違えて言ったみたいで、申し訳ありませんでした。

訂正をお願いします。

○議長（溝部幸基）

そのように訂正をいたします。

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論を終わります。

採決を行います。

同意第 1 号に賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長(溝部幸基)

起立全員であり、同意第 1 号は決定いたしました。

9 番平野隆雄副議長の復席を求めます。

暫時休憩いたします。

(休憩 13 時 10 分)

(再開 13 時 10 分)

○議長(溝部幸基)

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎発委第 9 号 福島町議会会議条例の一部を改正する条例

○議長(溝部幸基)

日程第 5 発委第 9 号 議会会議条例の一部改正を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

5 番平沼昌平議会運営委員長。

○5 番(平沼昌平)

議会提出議案と議会提出議案説明資料をご用意ください。

まず、議会提出議案の 3 ページをお開きいただきたいと思います。

発委第 9 号 福島町議会会議条例の一部を改正する条例。

福島町議会会議条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 14 日提出、福島町議会運営委員長。

内容につきましては説明資料で説明いたしますので、説明資料の 3 ページをお開きください。

1、改正の理由。

今任期の議会議員選挙(令和 5 年 8 月執行)での定数割れ無投票という結果を受け、令和 6 年度定例会 6 月会議で設置した「議会改革調査特別委員会」において、次期改選(令和 9 年 8 月執行予定)に向けた「議員定数」「議員歳費」「議員のなり手対策」「議会改革の見直し」の 4 項目について調査を行い、議会基本条例諮問会議からの答申、町民懇談会での意見聴取の結果を基に、令和 8 年 3 月に特別委員会としての最終報告書が議長に提出されました。

報告書の内容としては、以下の点を確認しております。

(1) 議員定数については、議員を減らすことで町に意見が届きにくくなることが懸念されるため、定数削減には反対という意見もあったものの、人口減少が進んでいることや、これまで 4 年以上 9 人で議会運営を行ってきたこともあり、9 人とする。

(2) 議員歳費については、令和 5 年度に議員のなり手確保対策として「福島町方式」を見直し増額した経緯もあり、現行方式を継続する。

(3) 議員のなり手対策については、近隣町でも実績のある議会モニター制を導入し、女性・若者のなり手対策として、議員政治倫理条例にハラスメント条項を盛り込む。

(4) 議会改革の見直しについては、常任委員会の在り方として、現在の常任委員会の状況や議員定数の方向性から 2 常任委員会を維持するのは困難になることが懸念されるため、運用面では課題もあるものの 1 常任委員会とする。

以上のことから、報告内容に基づき議会体制の見直しを行うため、関係条例の一部を改正するものです。

2、改正の主な内容。

(1) 議員の定数(第 1 条)。

議会議員の定数を「10 人」から「9 人」に改めます。

(2) 常任委員会の名称、委員定数、その所管(第119条)。

①同条第1号中「総務教育常任委員会」を「総務経済常任委員会」に、委員定数を「6人」から「8人」に、その所管を「町政全般に関する事項」に改めます。

②同条第2号、経済福祉常任委員会の規定を削るものです。

③同条第3号中、委員定数「10人」を「8人」に改め、同号中①、②を削り、同号を同条第2号とします。

(3) 委員の選任(第124条)。

①常任委員会の構成を改めるのに伴い、委員の選任について、「議員は、少なくとも一つの常任委員となるものとする。」を「議長を除く議員は、全員常任委員となるものとする。」に改めます。

②同条第2項から第6項までを削るものです。

(4) 連合審査会(第143条)。

委員会の構成を改め、議長を除く議員全員が常任委員に選任されることから、連合審査会の規定を削るものです。

これ以外にも、(5)から(8)の内容について改正を行うものです。

3の施行期日についてですが、この条例は、次の一般選挙から施行いたします。

以上、簡単ですが提案理由の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長(溝部幸基)

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

質疑を終わります。

提出者との意見交換を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

意見交換を終わります。

討議を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

討議を終わります。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

討論を終わります。

採決を行います。

発委第9号に賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長(溝部幸基)

起立全員であり、発委第9号は可決いたしました。

◎発委第10号 福島町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例

○議長(溝部幸基)

日程第6 発委第10号 議会議員政治倫理条例の一部改正を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

5番平沼昌平議会運営委員長。

○5番(平沼昌平)

議会提出議案と議会提出議案説明資料をご用意ください。

まず、議会提出議案の9ページをお開きください。

発委第10号 福島町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例。

福島町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年9月14日提出、福島町議会運営委員長。

内容につきましては説明資料で説明いたしますので、説明資料の5ページをお開きください。

1、改正の理由。

先ほど説明した発委第9号と同様となっておりますので省略いたします。

2、改正の主な内容。

政治倫理基準を定めた第4条に、ハラスメントに関連する基準を追加するものです。

第5号として、その地位を利用してハラスメント（他の者が不快に感じる言動・行為をいう。）、嫌がらせ、威圧的な言動、過剰な要求その他の人権を侵害する行為をしないこと。

第6号として、公職にある者としての発信、インターネットその他の媒体を利用した情報発信による誹謗中傷、風評流布等の名誉棄損行為等をしないこと。

第7号として、その地位を利用して第三者の行った人権侵害行為に対する賛成意見の表明、扇動する行為をしないこと。

3、施行期日について。

この条例は、公布の日から施行いたします。

以上、簡単ですが提案理由の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑を終わります。

提出者との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論を終わります。

採決を行います。

発委第10号に賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、発委第10号は可決いたしました。

◎発委第11号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出について

○議長（溝部幸基）

日程第7 発委第11号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出を議題といたしま

す。

提案理由の説明を求めます。

1 番藤山大総務教育常任委員長。

○1 番（藤山大）

それでは、議会提出議案の10ページをお開きください。

発委第11号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出について。

上記の議案を、議会会議条例の規定により提出します。

11ページです。

主な内容を説明しますので、ご了解ください。

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書。

北海道の道路を取り巻く環境は、高規格道路の未整備区間をはじめ、自然災害に伴う交通障害、道路施設の老朽化など、多くの問題を抱えている。

これらの課題解決に向け、次世代半導体、GX、AI、DXといった産業の集積促進、国際競争力の強化や人流・物流の効率化による生産性向上、大規模災害に備えた強靱な地域づくりを一層進めるためにも、高規格道路から道道・市町村道に至る道路網の整備や老朽化対策を着実に推進し、加えて、積雪寒冷地である本道では、安定した除排雪体制の確保など冬期間の住民の安全・安心を確保することが必要である。

よって、国においては、千島海溝や日本海溝周辺での発生が危惧されている海溝型地震や気候変動に伴い、激甚化・頻発化する自然災害への対応など、国土強靱化の取組をより一層推進するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

1、道民の命と暮らしを守り、地域を強く豊かなものとしていくため、計画的かつ長期安定的な道路整備・維持管理が進められるよう、必要な予算を確保すること。

など7項目について要望するため、地方自治法第99条に基づき、衆議院議長ほか関係者に意見書を提出しようとするものです。

なお、本意見書は、9月10日開催の総務教育常任委員会で審議し、全会一致で提出していることを申し添え、説明を終わります。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑を終わります。

提出者との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論を終わります。

採決を行います。

発委第11号に賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、発委第11号は可決いたしました。

◎発委第12号 備蓄米水準の早期回復を求め、生食用ジャガイモの輸入解禁を行わないことを求める意見書の提出について

○議長（溝部幸基）

日程第8 発委第12号 備蓄米水準の早期回復を求め、生食用ジャガイモの輸入解禁を行わないことを求める意見書の提出を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

3番佐藤孝男経済福祉常任委員長。

○3番（佐藤孝男）

議会提出議案の13ページをお開きください。

発委第12号 備蓄米水準の早期回復を求め、生食用ジャガイモの輸入解禁を行わないことを求める意見書の提出について。

上記の議案を、議会会議条例の規定により提出します。

14ページをお開きください。

主な内容を説明しますので、ご了解ください。

令和5年産米の米不足から始まった価格高騰で、政府は59万トンの備蓄米を放出し、また20万トンの外国産米輸入、20万トン枠の令和7年産備蓄米買い入れ中止などで米の在庫が増えたことにより、令和8年産米概算金は大幅下落し、米作り農家の経営が悪化し、地域経済にも多大な影響を受けることは明らかです。

国が、主食米の生産と供給、地域経済の一端を担う米作り農家の減少をとめるための対策をとることが必要です。

北海道産ジャガイモは種芋不足、高齢化、高収益作物への転換などの理由でジャガイモの作付けが減少し、生食用ジャガイモが不足し対策が求められてきました。

今日まで、背負う植物防疫法で生食用ジャガイモの輸入は事実上禁止されていましたが、アメリカは生食用ジャガイモの輸入解禁を求めてきています。外来のジャガイモシストセンチュウによる作付け制限は、外来病害虫が多大な被害を日本農業に与えることを示しています。生食用ジャガイモの輸入は解禁すべきではありません。

北海道農業を守るために次のことを要望いたします。

1、備蓄米の買い戻し、買い入れで備蓄水準を早急に回復し、米価下落を防ぎ米作り農家の経営を守ること。

など4項目について要望するため、地方自治法第99条の規定により、衆議院議長ほか関係者に意見書を提出しようとするものです。

なお、本意見書は、9月10日開催の経済福祉常任委員会で審議し、全会一致で提出していることを申し添え、説明を終わります。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑を終わります。

提出者との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論を終わります。

採決を行います。

発委第12号に賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、発委第12号は可決いたしました。

◎休 会 の 議 決

○議長（溝部幸基）

お諮りいたします。

9月会議に付議された案件の審議をすべて終了いたしましたので、会議条例第10条の規定により、令和8年度定例会を休会いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

ご異議なしと認めます。

令和8年度定例会は、本日で休会することに決定いたしました。

◎休 会 宣 告

○議長（溝部幸基）

これで本日の会議を閉じます。

長期間に亘りご審議いただき、誠にご苦労さまでした。

（休会 13時29分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北海道松前郡福島町議会

議 長 溝 部 幸 基

署 名 議 員 熊 野 茂 夫

署 名 議 員 平 野 隆 雄